

令和6年3月甲良町議会定例会会議録

令和6年3月6日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第5号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第6号 甲良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第5 議案第7号 甲良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
- 第6 議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第7 議案第9号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第10号 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第11号 甲良町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第12号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第13号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第14号 甲良町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第15号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第16号 甲良町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第17号 甲良町過疎地域持続的発展計画の変更につき、議決を求めることについて
- 第16 議案第18号 令和5年度甲良町一般会計補正予算（第7号）
- 第17 議案第19号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第4

- 号)
- 第18 議案第20号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 第19 議案第21号 令和6年度甲良町一般会計予算
- 第20 議案第22号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計予算
- 第21 議案第23号 令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第22 議案第24号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計予算
- 第23 議案第25号 令和6年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
- 第24 議案第26号 令和6年度甲良町下水道事業会計予算
- 第25 議案第27号 令和6年度甲良町水道事業会計予算
- 第26 同意第2号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第27 大滝山林組合議会議員の選挙
- 第28 発議第2号 議会改革調査・検討特別委員会設置に関する決議(案)
- 第29 一般質問

◎会議に出席した議員(10名)

1番	福原 守	2番	木村 誠治
3番	藤居 吉也	4番	山田 光義
5番	小森 正彦	6番	西川 誠一
7番	野瀬 欣廣	8番	木村 修
9番	西澤 伸明	10番	丸山 恵二

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	寺本 純二	教育長	青山 繁
総務課長	中村 康之	教育次長	大野 けい子
会計管理者	福原 猛	学校教育課長	橋本 善明
税務課長	望月 仁	社会教育参事	中川 一樹
企画監理課長	熊谷 裕二	長寺センター館長	大野 正人
住民人権課長	西村 克英	呉竹センター館長	上田 真司
保健福祉課長	山崎 志保美	総務課参事	村田 茂典
産業課長	宮川 哲郎	保健福祉課参事	大山 一弥
建設水道課長	村岸 勉	建設水道課参事	寺居 友彦

総務課長補佐 岩 瀬 龍 平

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋 本 浩 美 書 記 山 脇 理 恵

(午前 9時00分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和6年3月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に3番 藤居議員、4番 山田議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から21日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から21日までの16日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告並びに提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 皆さん、おはようございます。

本日、令和6年甲良町議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席賜り、誠にありがとうございます。

平素は町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここで、提案説明に先立ち、本日までの若干の行政報告をいたします。

2月14日、大津市民会館で開催されました後期高齢者医療広域連合会会議に出席いたしました。

2月15日、大津合同庁舎町村会会議室で開催されました町長連絡会議に出席いたしました。

2月20日、保健福祉センターで開催されました第2回甲良町都市計画審議会に出席いたしました。

2月22日、豊栄のさとで開催されました広域行政組合定例会に出席いたしました。

さて、本議会において、予算をはじめとする諸議案の審議をお願いすることとなります。

今3月定例会に上程しております新年度予算案の編成方針を、要約ではあ

りますが、述べさせていただきます。議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと思います。

令和6年度予算については、野瀬前町長が令和5年10月2日付で令和6年度予算編成方針を発出したしました。この予算編成方針で示された5つの方針と5つの重点事項により予算の編成に当たるという指示により、各所属で必要事業費を算定して予算要求が行われました。

この前町長の予算編成方針を基本的に踏襲し、私が重要視する5つの事項のうち、現時点で事業化が可能な事項についても可能な限り盛り込み、査定の方針としました。

この5つの事項とは、次のとおりであります。

1つ、災害に強い町づくり。

新年早々発生した能登半島地震は多くの犠牲が発生しております。今なお避難生活を送る人々も多く、復旧作業も続いています。本町においても、地震への備え、また、地球温暖化の影響などによる風雨や大雪への備えが必要とされています。

2つ目、人口減少、少子・高齢化対策。

甲良町は令和4年4月1日に過疎地域に指定されました。人口減少対策は喫緊の課題であり、同時に著しい高齢化への対応も必要となってきます。特に今後の甲良町を担っていただく若年層の流出をいかに食い止めるかが今求められている施策であると考えています。今回予算では、住宅用地確保に関する2事業を予算化しました。

農業、建設、基幹産業への実情に応じた支援。

農業においては、後継者や新規就農者の確保、稼げる農業の構築が課題となっており、建設業においても、経営の強化支援や人材確保を含めた事業継承の課題などがあり、原材料や燃料高騰の中、町の基幹産業をいかに支援するかを検討していく必要があります。

D Xの推進。

スマートフォンの普及率が急上昇し、1人1台の時代が到来しそうな中、これらの機器を用いて誰にでも便利で負担の少ない各種手続等を構築していく必要があります。これについては、情報格差により恩恵を受けられない方々への対応も含んだ、人に優しいデジタル化を考える必要があります。

5、産業誘致の加速化。

現在町の管理する池寺地先の土地については、町内雇用の拡大、町の活性化の起爆剤となるものと考えています。県において、令和6年度から北部振興施策が開始されることから、これに合わせて、町においても誘致活動の再構築、加速化が必要となります。

編成過程においては、これらの方針により、重点実施する事業や新たな実施を決定したものなど計58事業を選定し、優先して予算化しています。

その他の事業に関しても、必要な分野に限られた財源を重点的かつ効率的に配分するように当初予算を編成しましたが、主たる財源となる町税ほかの自主財源に乏しい状況が続き、依然、地方交付税や国県支出金に頼っており、財政調整基金についても約7,000万円の取崩しをせざるを得ませんでした。

今後も諸課題の解決や高度化・複雑化する行政課題に対して、日々変化する生活環境や価値観の多様化の状況を的確に捉えつつ、持続可能となる行政運営のために健全化に取り組み、より一層効率的で効果的な行政の推進に尽力するよう職員一同に求めているところであります。

加えて、今回の予算の計上でできなかった私の方針に基づく事業についても早急に構築し、補正予算等の計上を検討していきたいと考えております。

以上、令和6年度予算の総括とします。

それでは、本日提案させていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

議案第5号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例で、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和6年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第6号 甲良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例で、人事評価制度の導入に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、甲良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例で、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、会計年度任用職員について勤勉手当の支出を可能とする改正が令和6年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例で、地方自治法の一部改正に伴い、関係条例である甲良町監査委員条例、甲良町水道事業の設置等に関する条例、甲良町下水道事業の設置等に関する条例の3つの条例の整備を行うものであります。

議案第9号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、滋賀県で保険料の水準の統一に向け、令和6年度から資産割を廃止し、税率の改正を行うものであります。

議案第10号 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例で、水道法の一部が改正され令和6年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を

行うものであります。

議案第11号 甲良町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例で、水道法の一部が改正される、令和6年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第12号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例で、①介護保険料及び所得段階の改定、②低所得者層の介護保険料の軽減に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第13号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第14号 甲良町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第15号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第16号 甲良町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、省令の基準をふまえて所要の改正を行うものであります。

議案第17号 甲良町過疎地域持続的発展計画の変更につき、議決を求めることについてで、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、甲良町過疎地域持続的発展計画を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 令和5年度甲良町一般会計補正予算(第7号)。1億288万3,000円を減額し、補正後の予算額を41億5,187万7,000円とするものであります。

主な項目といたしましては、歳入では、国庫支出金として社会資本整備交付金1,438万3,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金345万7,000円、寄付金としてふるさと応援寄付金2,800万、繰入金として財政調整基金繰入金8,196万4,000円などを減額します。

歳出では、社会福祉費として低所得者等支援給付金1,710万円、道路橋梁費として町道新設改良費2,260万円、消防費として消防委託事務1,590万円などを減額するものであります。

議案第19号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。447万円を追加し、補正後予算総額を9億6,791万7,000円とするものであります。

主な内容につきましては、繰入金としてその他一般会計繰入金441万1,000円などを歳入計上し、歳出では、総務管理費としてシステム整備業務委託費220万円を減額し、予備費として705万5,000円を増額するものであります。

議案第20号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)。5,369万6,000円を追加し、補正後の予算総額を10億932万4,000円とするものであります。

主な内容として、国庫支出金1,102万5,000円、支払基金交付金702万8,000円、県支出金727万4,000などを歳入計上し、歳出では、介護サービス等諸費として居宅介護サービス給付金負担金3,300万円、地域密着型介護サービス給付金負担金1,000万円などを増額するものであります。

議案第21号 令和6年度甲良町一般会計予算及び議案第22号から議案第27号の令和6年度の4つの特別会計及び2つの企業会計の予算であります。

一般会計予算につきましては、昨年度当初予算より7.8%増となる41億8,270万4,000円であります。

特別会計につきましては、昨年度当初予算等との比較で、国民健康保険特別会計、10%増となる9億1,735万6,000円。後期高齢者医療事業特別会計、11.4%増となる1億62万2,000円。介護保険特別事業会計、5.3%増となる9億3,960万8,000円。墓地公園事業特別会計、56.9%増となる113万円であります。

企業会計につきましては、昨年度当初予算との比較で、下水道事業会計、1.5%増となる6億5,225万8,000円、水道事業会計、9.3%増となる3億3,270万円あります。

特別会計及び企業会計による6会計の総予算額では、昨年度当初予算より6.4%増となる29億4,367万4,000円あります。

続きまして、同意第2号は、任期満了に伴う甲良町固定資産評価委員会委員の選任につき、同意を求めるものであります。

冒頭に述べましたとおり、限られた財源ではありますが、地方自治法第2条第14項に定められているとおり、最少の経費で最大の効果を上げられるように予算を編成するとともに、同法に掲げられる住民福祉の増進に努めてまいります。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。

何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決・同意を賜りますようお願い

申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

○丸山議長 次に、日程第3 議案第5号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第5号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和6年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 議案第5号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明いたします。

まず、改正の理由でございます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正されたことに伴います改正でございます。

表紙の次、改め文をお願いいたします。

甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8, 800円」を「9, 100円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「1万2, 400円」を「1万2, 500円」に、「1万3, 300円」を「1万3, 350円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「1万600」を「1万800」に、「1万1, 500」を「1万1, 650」に、「1万2, 400」を「1万2, 500」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8, 800」を「9, 100」に、「9, 700」を「9, 950」に、「1万600」を「1万800」に改めるといふものでございます。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 到着席願います。

起立全員です。

よって、議案第5号は可決されました。

次に、日程第4 議案第6号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第6号 甲良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和6年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 議案第6号 甲良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明申し上げます。

改正の理由でございます。

地方公務員法及び地方独立法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴いまして改正すると、いわゆる人事評価の導入に関する改正というところでございます。

次の改め文をお願いいたします。

甲良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条 甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「同日前」の右に「において規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第6条第4項中「規定により職員」の右に「(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第5項中「同項」を「同項前段」に、「である」を「であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

第23条第1項中「対し、」の右に、「当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「当該職員の勤務成績」を「勤務の状況」

に改める。

第2条 甲良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条中「勤務成績」を「人事評価の結果及び勤務の状況」に改めるというものでございます。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、日程第5 議案第7号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第7号 甲良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和6年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 議案第7号 甲良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について説明申し上げます。

改正の理由でございます。

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するというような改正でございます。

次の改め文をお願いいたします。

甲良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条 甲良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

第16条の2 給与条例の第23条の規定は、任期が6カ月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度職員の勤勉手当の支給について準用する。

第25項中「この条」の次に、「及び次条」を加え、「権衛」を「権衡」に改め、同項の次に次の1条を加える。

第25条の2 給与条例第23条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第23条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給与の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額」とあるのは「それぞれの基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1カ月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給において準用する。

第2条 甲良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第3条 甲良町職員の育児休業に関する条例の一部を次のように。

次のページをお願いいたします。お願いいたします。

改正する。

第7条第2項中、括弧書きの文言について、「除く。」を削る。

第8条中「職員（）」の次に「地方公務員法第22条の2第1項に規定する」を加え、「会計年度任用職員」の次に括弧書き部分を加えると。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第7号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。
起立全員です。
よって、議案第7号は可決されました。
次に、日程第6 議案第8号を議題とします。
議案を朗読させます。
局長。

○橋本事務局長 議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例。
上記の議案を提出する。
令和6年3月6日。
甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。
総務課長。

○中村総務課長 議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例について説明をいたします。
改正の理由でございます。
地方自治法に、第243条の2から第243条の2の6の文章が追加され
たということによります改正でございます。
次の改め文をお願いいたします。
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条
例でございます。
第1条 甲良町監査委員条例の一部を次のように改正する。
第6条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」
に改める。
第2条 甲良町水道事業の設置に関する条例の一部を次のように改正する。
第5条中「第243条の2の2第8号」を「第243条の2の8第8項」
に改める。
第3条 甲良町下水道事業の設置に関する条例の一部を次のように改正す

る。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243の2の8第8項」に改める。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。
以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第8号は可決されました。

次に、日程第7 議案第9号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第9号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和6年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○望月税務課長 議案書を1枚おめくりください。

甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

甲良町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の6.5」を「100分の6.83」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除。

第6条中「100分の2.3」を「100分の2.42」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除。

第8条中「100分の2.2」を「100分の2.3」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除。

附則で、この条例は、令和6年4月1日から施行し、経過措置を規定するものでございます。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 これは総務民生常任委員会に付託される予定でありますけども、2点お尋ねしておきます。

今回の改正の理由は、資産割が廃止されることによって他の項目が変更になるわけですけども、総額としては、現行の金額から変わるのか、どう変わるのか、変わらないのか。それが1つです。

それから、もう一つは、県のホームページ見ますと、第3期滋賀県国民健康保険運営方針の概要というのが出されています。以前に人権課長にお願いをしておりましたけれども、委員会に付託されれば資料として配布していただきたい。改めてお願いを申し上げます。

そして、今回の率の変更については、資産割が廃止されたことによるだけのものなのか、それとも、そうでないのか。

3点、説明お願いいたします。

○丸山議長 税務課長。

○望月税務課長 まず、1点目。1点目ですけども、課税標準額を5年度分であくまでも計算させてもらいますと、65万1,034円の増額となります。あくまでも5年度の課税標準額で計算させてもらいましたので、6年度はまだちょっと所得の方、分かりませんので、一応5年度分の課税標準額で計算させてもらいまして、65万1,034円の増額となっております。

○丸山議長 住民人権課長。

○西村住民人権課長 すいません、2つ目の県のホームページの国民健康保険の方針ですが、委員会に、予算委員会の際に皆様に配布させていただきます。

それから、3つ目の今回の率の変更につきましては、全協でも説明させていただきましたとおり、令和9年度、県内の保険料統一に向けての、まずは資産割を廃止するというところで、資産割減少分を所得割で補填させていただ

いたということで、今後引き上げねばならないのは事実なんですけど、以前にも申し上げましたとおり、まずは公費負担の拡大というところを、町長はじめ、各首長さんの方で国の方へ要望していただくということで、それをにらんでの検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○丸山議長 9番 西澤議員。

○西澤議員 県が令和6年度の仮算定の1人当たりの基準額を出しておりますが、甲良町の場合、現行は県下の中で、19市町の中で下から2番目なんですよね。下から3番目になりますか。豊郷町が一番低い。そして、算定率を当てはめると、県下で2番目ですね。伸び率が高くなります。ですから、資産割を廃止するというだけではなくて、やはりこの算定の統一に伴って引き上げていくということなのか、それとも、この仮算定は適用しないというのが、例年もそうでしたけども、そういうスタンスでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○西村住民人権課長 西澤議員の資料でいきますと、本来頂くべき保険料との乖離というのが県内全部出ています。それを段階的に引き上げていくという方針になろうかと思いますが、6年度の改正につきましては、あくまでも資産割を減少させて、その分を補填したと。

あと、引上げに向けては、今国保の基金、財政調整基金が、見込みでは約9,000万ほどありますので、引上げ分、統一までの引上げ分については、まずは基金での補填も考えておりますが、統一化されたら、基金で補填するというのは認められないので、今はその状況もふまえて引上げについてはなるべく慎重に検討したいと考えております。

以上です。

○丸山議長 よろしいですか。

9番 西澤議員。これが3回目です。よろしく申し上げます。

○西澤議員 先ほど税務課長が答弁いたしました、56万ですか、これは1人当たりの1年間の引上幅ということですか。ちょっと不明でしたので、説明いただけますか。

○丸山議長 税務課長。

○望月税務課長 全体で、65万1,034円ということですよ。

○丸山議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第9号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第8 議案第10号及び日程第9 議案第11号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第10号 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第11号 甲良町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和6年、3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設課参事。

○寺居建設水道課参事 そうしましたら、議案第10号 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。

次の11号におきましても、改正理由といたしましては、現在、国の所管が厚生労働省となっておりますが、この4月1日から、国土交通省並びに、環境省への移管となりますことから、それに伴います修正、改正になります。

甲良町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項、第35条第2項ただし書及び第42条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

もう1枚おめくりいただきまして、議案11号の改め文でございます。

甲良町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

甲良町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上です。よろしく願います。

○丸山議長 説明が終わりましたので、併せて質疑はありませんか。10号、11号に併せて質疑があれば。よろしいですか。

まず、議案第10号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第10号は可決されました。

次に、議案第11号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第11号は可決されました。

次に、日程第10 議案第12号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第12号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和6年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 それでは、議案第12号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

現行条例の保険料率につきましては、令和3年度から5年度までの保険料を定めるものとなっておりますことから、これを令和6年度から8年度までの保険料率の内容に改正するものでございます。

今年度、令和6年度から8年度までの第9期介護保険事業計画の策定に向け、高齢者審議会により検討を重ねてまいりました。高齢者のニーズや実態把握、高齢者人口、要介護認定者数、介護サービスの利用者数、介護給付費など、第9期における事業費の見込みを推計し、第1号被保険者の介護保険料を算出した内容となっております。

改正内容につきましては、新旧対照表1ページをお願いいたします。

第7条第1項中、被保険者の基準となる保険料を現行の月額6,900円から7,200円に改めるもので、条例では年額の表記となっております。

第7条第1項第5号「8万2,800円」を「8万6,400円」とするものです。これを基に所得段階ごとの年間保険料として適用するものでございます。

また、今回の改正で、新たに第13段階を設け、その年額保険料を、4ページの上段、第13号「20万7,360円」とするものでございます。

続きまして、同じく4ページの第7条第2項、第3項、第4項におきまして、所得段階第1段階から第3段階までの低所得者層の負担軽減を図り、減額賦課とする基準を定めています。第7条の第2項ですと、現行の年額保険料「2万4,840円」が、改正後、「2万4,624円」となるものです。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第11 議案第13号から日程第14 議案第16号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第13号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第14号 甲良町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例、議案第15号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第16号 甲良町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和6年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 それでは、議案第13号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

また、本改正を含めまして、第13号から、議案第13号から16号につきましては、令和6年1月25日に公布をされました指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令第3条により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

それでは、まず、議案第13号につきましてです。

主な改正内容、要約してご説明いたします。

新旧対照表をよろしく申し上げます。

1点目は、身体拘束等の適正化の推進ということで、新旧対照表3ページ、第24条第1項第8号及び第9号、5ページの第42条第2項に第5号等を追加するものでございます。

少し飛びますが、2点目は、協力医療機関との連携体制の構築ということで、22ページ、第125条に5つの号を追加するものでございます。

3点目は、生産性向上に先進的に取り組む施設の人員配置基準の見直しにつきまして、25ページ、第130条に第1項を加えるものでございます。

4点目は、緊急時における対応方法ということで、29ページ、第165条の2第1項及び第2項において、1年に1回以上の見直しを行うことを追加しております。

5点目につきましては、30ページ、第172条において、入所者の病状が急変した場合の医療機関との協力体制についてを定めております。

続きまして、議案第14号 甲良町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたしま

す。

主な改正内容につきましては、まず1点目、新旧対照表の1ページになります。

ケアマネジャー1人当たりの取扱い件数の見直しにつきまして、第3条第2項において、現行35人から44人に改めるものです。

2点目、管理者の兼務範囲の明確化としまして、2ページ、第4条第3項第2号において、管理者の兼務できる範囲を、同一敷地内ではなくても差し支えないとするものでございます。

3点目は、モニタリングについて、5ページ、14条第1項第15号におきまして、テレビ電話を活用したモニタリングが実施できることを規定しています。そのほか、身体拘束の適正化や書面掲示規制の見直しなど、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第15号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例です。

主な内容につきましては、1点目、新旧対照表の4ページをお願いいたします。

身体拘束の適正化についてです。

第40条第2項第3号及び、次のページ、5ページです。第42条第1項に、第10号及び第11号を追加するものです。

2点目、8ページ、第63条の2、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための検討委員会の設置を追加します。

3点目、10ページから11ページになります。

協力医療機関との連携体制の構築。第83条に5つの号を追加します。

そのほか、介護療養型医療施設の廃止、管理者の兼務範囲の明確化等、所要の改正を行うものでございます。

最後です。議案第16号 甲良町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

主な内容に関しましては、令和6年4月1日より、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けることができるようになるため、その従業者の基準を定めるものとして、新旧対照表の1ページ、第5条及び2ページの第6条等がその関係する条文となっております。

そのほか、こちらの方も、身体拘束の適正化、書面掲示規制の見直し等、所要の改正を行うものでございまして、議案の第13号から第16号の条例

の施行日は、令和6年4月1日からとするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、併せて質疑はありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 この後、併せてですけれども、元になった改正のところの条例ですけれども、1つに、議案の13号で見ますと、⑧のこれ、全協で配られた資料ですね。⑧の生産性に向上する、生産性向上に先進的に取り組むという表現がございまして。

1点目はケア労働ですね。いわゆる人間の身体が低下をすることに対して介助をする、介護をする、つまり、ケアを行うという点で、生産性向上と、大変違和感を感じたんですけれども、どういう趣旨でこの中身が入っているのか、これが1点目です。

それから、もう一つは、②の管理者の兼務、関与、明確化のところ、同一敷地内でなくても差し支えない。つまり、離れたところでも管理者が兼務できる。つまり、効率化のために、効率化のために、そこに専念、管理者が専念できないという状況が生まれかねない。それを、幅を広げるということになりますので、私はこの部分、気がついた2点については、悪い方に変わっていくのかなというように思います。

もう一つは、ケアマネの持つ範囲ですね。35人から44人。実際にケアマネをやっている方に聞きますと、35人でも大変つらい、しんどいというように、丁寧にケアができない。ケアマネのプランをつくる上で、その方の生活実態、家族さんの、また、地域環境の状況を見ながらケアマネのプランをつくっていく。こういうことからすれば、私の姉がやっていますけれども、20人が、丁寧にやろうと思えば、その限度だというように言われています。そういう点でも、44人に広がるということになりますと、さらに多忙になって、一件一件が粗雑になるというように思います。

こういう点で、どういう趣旨からこの内容が盛り込まれたのか、簡潔に説明いただければありがたいです。

○丸山議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 今、議員のご質問ですが、介護の現場だけではないんですけれども、人員不足というところ、介護職の離職ですとか、応募してもなかなか採用がないというような介護の現場の人員不足というところから、国の方では、このケアマネジャーの1人当たりの件数の見直しですとか、管理者につきましても、支障のない範囲でということで、同一敷地内でなくても差し支えない。

また、この生産性の向上という部分も、テクノロジー等を導入して見守り

をする機械ですとか、介護ロボットなんていうのも今出てきているかと思うんですが、やはり介護に携わっている現場の方からしますと、今、議員がおっしゃったように、生産性の向上という言葉のところにとても、介護の現場に文言がふさわしくないような意見もやはり聞いております。

こういったことが、実際になかなか現場で人材が不足しているというところで、国がこういう基準を緩めてきたのかなというところはあるんですけども、また、県の中でも、介護の現場の方と一緒に会議をさせていただく機会ですとか、また、そういうところもございますので、そういう中で、いろいろと意見を出し合って、また検討、要望等をしていける機会がありましたら、そういうことを図っていきたいと思います。

○丸山議長 9番 西澤議員。

○西澤議員 ありがとうございます。

根本的なところでは、国が介護関係、ケアマネ、ケア労働ですね。ここに対する、やっぱし給料2倍になってもおかしくないぐらいの今の給与水準だというように思います。そういうところで、その生産性にしろ、それから、管理者の兼務にしろ、それから、ケアマネの持つ範囲、44人が増やされる。これはおかしいじゃないか、改革の方向が間違っているじゃないかという点でも、政府の方で議論があれば、どういいますかね、ちょっと明るくなるんですけども、そういうことがならずには法が改正されたという点では、この中身で、そういう、どういいますかね、根本的なところですね。予算を大幅に増やしていこうというところの議論があったのかどうか、その点ではどうでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 すいません、ちょっと勉強不足で、そこまでのことはちょっと調べられておりません。申し訳ありません。

○丸山議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第15 議案第17号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第17号 甲良町過疎地域持続的発展計画の変更につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 甲良町過疎地域持続的発展計画の変更につき、議決を求めることについて。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、甲良町過疎地域持続的発展計画を変更しようとするものでございます。

内容につきまして、次ページをご覧ください。

内容につきましては、公営住宅の取扱いにつきまして、「修繕」「改修」「除却」、この3つの文言に統一を図ろうとするものでございます。計画の中におきまして、2項目、公営住宅の取扱いに関する事項がございますので、その文言を、統一を図ろうとするものでございます。

よろしく審議願います。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 新しく変更後、「除却」というのが加わりました。それから、「改修」と「修繕」は大規模か小規模かというところの範疇かと思えますけれども、あり得るという視野に立ってこの改正がされてきたということなのか、それとも、一般的に視野を広くして、こういう状況が出てきたときにも対応しようというところなのか。つまり、近い将来、除却も、私が、素人で見ても、除却が要るかなというように思いますけども、そういうところが視野に立っているのかという点ですね。

○丸山議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 一般的に、文言の修正ということではなく、議員おっしゃっていただきましたように、現に公営住宅の改修なり除却なりといったような事業、現に取扱いもありますし、今後も見込まれることから、現状の取扱いに、事業等に絡めまして、そういった財政的な支援であるとかそういったことが必要になってくるといったようなことに対しまして、この文言修正を図ろうとするものでございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第17号は可決されました。

次に、日程第16 議案第18号議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第18号 令和5年度甲良町一般会計補正予算(第7号)、
上記の議案を提出する。

令和6年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 それでは、私の方から、議案第18号 令和5年度甲良町
一般会計補正予算(第7号)についてご説明を申し上げます。

予算書裏面の方をお願いいたします。

読み上げさせていただきます。

令和5年度甲良町一般会計補正予算(第7号)でございます。令和5年度
甲良町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによるものでござ
います。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億288
万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億5,187
万7,000円とするものでございます。

その詳細については第1表でご説明させていただきます。

第2条でございます。繰越明許費の補正でございます。この追加及び変更
につきましては第2表でご説明の方申し上げます。

第3条につきましては債務負担行為の追加及び変更でございます。第3表
の債務負担行為補正によりご説明申し上げます。

第4条につきましては地方債の補正でございます。こちらについては第4
表地方債補正によるものでご説明させていただきます。

第1表の方をお願いいたします。

まず、歳入の部でございます。

款項及び補正額のみ読み上げさせていただきます。

10款 地方交付税、1項 地方交付税、補正額3,063万3,000

円。12款 分担金及び負担金、1 負担金 27万9,000円。13款 使用料及び手数料、1項 使用料 61万9,000円の減額。2項 手数料 4,000円の増額。14款 国庫支出金、1項 国庫負担金 271万3,000円の減額。2項 国庫補助金 2,340万1,000円の減額。15款 県支出金、1項 県負担金 10万7,000円減額。2項 県補助金 148万5,000円の減額。3項 委託金 13万円の減額。16款 財産収入、2項 財産売払収入 440万円の減額。17款 寄付金、1項 寄付金、2,800万円の減額。18款 繰入金、2項 基金繰入金 8,296万4,000円の減額。

おめくりください。

20款 諸収入、3項 貸付金元利収入 3,120万2,000円の増。4項 受託事業収入 200万円増。5項 雑入 731万8,000円の増。21款 町債、1項 町債 3,050万円の減。合計補正額 1億288万3,000円の減額でございます。

次のページ、歳出の部でございます。

こちらと同じく、款及び項及び補正額の方、読み上げさせていただきます。

1款 議会費、1項 議会費 410万円減額。2款 総務費、1項 総務管理費 1,255万2,000円の減額。2項 徴税費 276万3,000円の減額。5項 統計調査費 6万2,000円の減額。3款 民生費、1項 社会福祉費 1,554万7,000円の減額。2項 児童福祉費 1,020万9,000円の減額。4款 衛生費、1項 保健衛生費 372万6,000円の増。6款 農林水産業費、1項 農業費 154万5,000円の減。8款 土木費、1項 土木管理費 348万6,000円の減。2項 道路橋梁費 1,980万円の減。4項 住宅費 672万5,000円の減。5項 都市計画費、こちらについては財源更正によりますものがございますので、補正額はございません。9款 消防費、1項 消防費 1,620万円の減。

おめくりください。

10款 教育費、1項 教育総務費 808万3,000円の減。2項 小学校費 117万8,000円の減。3項 中学校費 237万6,000円の減。5項 社会教育費 115万6,000円の減。6項 保健体育費 82万7,000円の減。合計補正額 1億288万3,000円の減。歳入歳出同額でございます。

続きまして、第2表 繰越明許費補正でございます。

こちらについては、追加3件、変更2件でございます。

それぞれ読み上げさせていただきます。

まず、2款 総務費、3項 戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍住民基本

台帳費（戸籍システム改修委託）、金額389万4,000円。4款 保健衛生費、1項 保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業150万円。8款 土木費、2項 道路橋梁費、事業名、社会資本整備交付金事業600万円。

変更2件でございます。

10款 教育費、1項 教育総務費、事業名、教育施設整備費（西こども園電気設備整備事業）、変更前額2,970万円のところを、変更後、2,995万1,000円にするものでございます。3款 民生費、1項 社会福祉費、保健福祉センター運営事業（保健福祉センター改修事業）、変更前額143万2,000円を変更後額547万3,000円にするものでございます。

おめくりください。

第3表 債務負担行為補正でございます。

追加3件、変更1件でございます。

事項、期間、限度額の順に読み上げさせていただきます。

保健衛生推進業務委託、期間、令和5年度から令和6年度まで、限度額193万6,000円。学校保健検査業務、令和5年度から令和6年度まで、限度額238万5,000円。赤痢菌等検査委託、令和5年度から令和6年度まで、30万円。

変更1件でございます。

事項名、地域おこし協力隊推進事業、変更前、変更後で期間は変更ございません。限度額1,440万円を1,620万円に変更するものでございます。

続いて、第4表 地方債補正でございます。

追加1件と変更が6件でございます。

追加につきましては、社会資本整備事業債（補正予算債）270万円の限度額でございます。起債の方法、利率、償還方法については、従前ものと変更はございませんので割愛させていただきます。

変更でございます。

近江鉄道線輸送安全確保事業債、補正前額940万円、補正後700万円。保健福祉センター改修事業債、補正前1,900万円、補正後1,740万円。甲良東こども園改修事業債、補正前2,320万円、補正後1,870万円。社会資本整備交付金事業債、補正前2,700万円、補正後790万円。道路新設改良事業債、補正前800万円、補正後760万円。甲良西小学校安全確保事業債、補正前930万円、補正後410万円。起債の方法、利率、償還方法については変更ございません。

以上であります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 補正予算の収入のところで、諸収入ですね。全協でも配られました、議運でも配られたわけですが、18号の。

○丸山議長 西澤議員、すいません。ちょっとマイクにもう少し近づいてください。行政が聞こえにくいということで、すいません。

○西澤議員 議案18号の説明資料ですが、諸収入で、新築資金の繰越滞納分ですね、これが2,887万5,000円。それから、持家の資金の分で、繰越しの滞納分が232万7,000円。それから、遅延損害金に当たるということで、これは回答があったんですが、損害金の損害賠償金684万3,000円。これ、合計で、ざっと3,700万ほどあるんですが、弁護士委託がここでされています。その弁護士委託とのバランスでは、対比では、どういう状況でしょうか。つまり、以前出された弁護士に対する委託料、大変ごっつい金額でした。他の事件も入ってございましたが、この新築資金の返還を求める裁判、それから、ないしは、和解交渉等がありますけども、弁護士に対する費用とのバランス、対比で説明いただけますか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 ご質問のありました、今回補正をさせていただいているものにつきましては、全て弁護士の預り金から歳入をさせていただいているものでございます。弁護士さんの方から一度集金をしていただいた金額が全て入ってきたものという解釈でお願いしたいと思います。

そういった中で、弁護士さんとのバランスというお話でございますけれども、これは令和元年度から全て回収をしているものでございまして、元金を割ったものはございませんので、そのあたり、一件一件金額、回収金額により弁護士費用の率が変わりますけれども、そういったものについて、また資料の方、委員会の方でお示しをさせていただきたいと思っております。

○丸山議長 9番 西澤議員。

○西澤議員 資料が提出されるということですので、つまり、年度ずっとプールされて、弁護士さんのところでプールされているのが、今決済されて、収入に入ってきているということで、その対比ですね。対比のところでは、弁護士費用と、それから、回収された費用。つまり、元金は割り込まないというのが町の方針だと思いますけども、遅延損害金で何年分というように和解を進行されていっていますので、そのバランス表が分かれば、対比で分かるところを提出いただければいいと思いますけど。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 具体的に言いますと、この方については、利率何%で、弁護士費用を幾ら頂いて、集金が幾らになっているという状態の表になると思いますけれども、そういった表でお示ししたいということと、まだ完了はしておりません。分納で、それぞれ何回かに分けて頂いているというものもごございますので、一律的な対比という形にはならないと思いますけれども、分納で、今集まった金額で頂いているものもごございますので、ご理解の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第17 議案第19号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第19号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。

上記の議案を提出する。

令和6年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○西村住民人権課長 議案第19号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。

おめぐりいただきまして、予算書の裏面をお願いいたします。

令和5年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ447万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億6,791万7,000円にするものです。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表に定めるとおりでございます。

次のページです。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

6款 繰入金、1項 他会計繰入金、補正額447万円。合計447万円です。

おめくりください。

歳出。

1 款 総務費、1 項 総務管理費、補正額 2 5 8 万 5, 0 0 0 円の減額。

1 0 款 予備費、1 項 予備費 7 0 5 万 5, 0 0 0 円の増額。合計 4 4 7 万円でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 1 8 議案第 2 0 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 2 0 号 令和 5 年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 6 日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 それでは、甲良町介護保険事業特別会計補正予算書(第 4 号)についてご説明させていただきます。

予算書表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 3 6 9 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 0 億 9 3 2 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 保険料、1 項 介護保険料 2 0 3 万円の減額。3 款 国庫支出金、1 項 国庫負担金 1, 0 1 8 万円。2 項 国庫補助金 8 4 万 5, 0 0 0 円。4 款 支払基金交付金、1 項 支払基金交付金 7 0 2 万 8, 0 0 0 円。5 款 県支出金、1 項 県負担金 7 1 4 万 2, 0 0 0 円。2 項 県補助金 1 3 万 2, 0 0 0 円。7 款 繰入金、1 項 一般会計繰入金 6 6 6 万 2, 0 0 0 円。2 項 基金繰入金 2, 3 7 3 万 7, 0 0 0 円。歳入補正額の合計は 5, 3 6 9 万 6, 0 0 0 円でございます。

次のページ、歳出でございます。

2 款 保険給付費、1 項 介護サービス等諸費 5, 3 3 0 万円。7 款 予

備費、1項 予備費39万6,000円。補正額合計は5,369万6,000円で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩します。15分間。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

これより審査願います日程第19 議案第21号から日程第25 議案第27号までの令和6年度の各会計当初予算については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

日程第19 議案第21号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第21号 令和6年度甲良町一般会計予算。

上記の議案を提出する。

令和6年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 失礼します。それでは、議案第21号 令和6年度甲良町一般会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の裏面の方をお願いいたします。

令和6年度甲良町一般会計予算につきましては、次に定めるところによるとさせていただきます。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額はそれぞれ41億8,270万4,000円と定めるものでございます。その詳細につきましては第1表によりご説明申し上げます。

第2条につきましては債務負担行為でございます。債務を負担することが

できる事項、期間及び限度額については第2表 債務負担行為によりご説明申し上げます。

第3条につきましては地方債でございます。こちらの目的、限度額、方法、利率及び償還の方法につきましては第3表 地方債によりご説明申し上げます。

第4条でございます。こちらは一時借入金の額を定めるものでございまして、借入れの最高額は6億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用について、第5条で定めさせていただいております。地方自治法の規定によりまして各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定めるものとしまして、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用についてを認めていただけるようお願いするものでございます。

それでは、第1表で歳入について申し上げます。

款の番号及び項名及び金額の読み上げの方をさせていただきます。

1款、1項 町民税3億2,530万5,000円。2項 固定資産税4億4,724万5,000円。3項 軽自動車税3,409万6,000円。4項 町たばこ税4,254万8,000円。2款、1項 自動車重量譲与税2,595万6,000円。2項 地方揮発油譲与税825万8,000円。4項 森林環境譲与税72万7,000円。3款、1項 利子割交付金41万1,000円。4款、1項 配当割交付金427万8,000円。5款、1項 株式等譲渡所得割交付金379万6,000円。6款、1項 法人事業税交付金1,917万7,000円。7款、1項 地方消費税交付金1億3,407万9,000円。8款。

おめくりください。

1項 環境性能割交付金487万3,000円。9款、1項 地方特例交付金1,599万4,000円。10款、1項 地方交付税17億4,800万円。11款、1項 交通安全対策特別交付金77万円。12款、1項 負担金852万円。13款、1項 使用料1,196万1,000円。2項 手数料651万8,000円。14款、1項 国庫負担金1億5,952万4,000円。2項 国庫補助金3億7,266万3,000円。3項 委託金202万3,000円。15款、1項 県負担金1億199万6,000円。2項 県補助金1億3,822万7,000円。3項 委託金1,188万2,000円。16款、1項 財産運用収入372万3,000円。2項 財産売払収入276万円。17款、1項 寄付金5,010万円。18款、1項 特別会計繰入金168万3,000円。2項 基金繰入金1億7,921万円。19款 繰越金4,000万円。20款、1項 延滞金加算金及び

過料 99万2,000円。2項 町預金利子 4,000円。3項 貸付金元利収入 680万7,000円。4項 受託事業収入 1,657万9,000円。5項 雑入 7,507万2,000円。21款、1項 町債 1億7,694万7,000円。歳入合計 41億8,270万4,000円でございます。

おめくりください。

歳出の部でございます。

こちらについても、款番号及び項名、金額を読み上げさせていただきます。

1款、1項 議会費 5,656万2,000円。2款、1項 総務管理費 8億7,366万8,000円。2項 徴税費 6,163万2,000円。3項 戸籍住民基本台帳費 1,545万9,000円。4項 選挙費 35万2,000円。5項 統計調査費 107万7,000円。6項 監査委員費 47万2,000円。3款、1項 社会福祉費 9億3,216万7,000円。2項 児童福祉費 4億6,421万8,000円。4款、1項 保健衛生費 7,745万7,000円。2項 清掃費 1億7,797万円。5款、1項 雇用対策費 137万5,000円。6款、1項 農業費 9,248万6,000円。2項 林業費 7万5,000円。7款、1項 商工費 2,586万2,000円。8款、1項 土木管理費 4,591万円。2項 道路橋梁費 1億1,411万9,000円。3項 河川費 38万7,000円。4項 住宅費 4,366万4,000円。5項 都市計画費 2億874万2,000円。9款、1項 消防費 1億7,398万3,000円。10款、1項 教育総務費 3億1,030万3,000円。2項 小学校費 4,442万2,000円。3項 中学校費 3,295万6,000円。4項 社会教育費 7,796万3,000円。5項 保健体育費 6,347万1,000円。11款、1項 農林水産業施設災害復旧費 3,000円。12款、1項 公債費 2億8,158万6,000円。13款、1項 徴税配分金 36万3,000円。14款、1項 予備費 400万円。歳出合計 41億8,270万4,000円で、歳入歳出同額でございます。

続きまして、第2表 債務負担行為でございます。

こちらについては2事項を計上させていただいております。

事項、期間及び限度額の方を読み上げさせていただきます。

滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務保証損失補償、期間、令和6年度から令和18年度まで、限度額、小規模企業者小口簡易資金として、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降11年以内に代位弁償した場合、当該額から支払いを受けた保険金を控除した実質損失額の10分の8につい

て100万円でその損失を補償する。防災行政無線更新事業、令和6年度から令和9年度まで、限度額5億円。

おめくりください。

第3表 地方債でございます。

起債の目的、限度額について読み上げさせていただきます。起債の方法、利率、償還の方法については例年と変動ございませんので、ご確認ください。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額644万7,000円。公共交通確保事業債（ソフト事業）2,500万円。近江鉄道線輸送安全確保事業債700万円。福祉医療助成事業債（ソフト事業）1,000万円。保健福祉センター非常用発電機整備事業債1,470万円。社会資本整備交付金事業債3,020万円。道路新設改良事業債1,550万円。防災行政無線整備事業債1,000万円。甲良東小学校教室改修事業債930万円。町立小学校空調設備改修事業債1,270万円。町立小学校消防設備改修事業債1,010万円。甲良西小学校複合遊具整備事業債380万円。東小学校プール解体フェンス整備事業債2,220万円。合計1億7,697万4,000円となっております。

以上であります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 これも委員会に付託をされますので、新しく町長になられて最初の本格的な予算編成というように、寺本町長におかれましてはなられたと思います。それで、令和6年度予算の編成にあたって留意した点、これ、概要のところにも、最初のところ述べておられますけども、とりわけ留意した点、つまり、財政危機宣言が発出されておりますよね。それから、過疎の指定を受けたということに関わって、どういうことを留意されたのかお聞きしたいと思います。これが1点です。

もう一つは、令和5年度の補正予算で、約ざっと1億ほど支出の減になった部分がありますよね。それと対比しますと、今年度の、来年度に繰り越す金額が4,000万というように、前年度繰越金が計上されています。この締めた後、つまり、補正予算の1億のうち約6,000万ほどが出ていくというように見られているのかなというように思うんですけど、そこの説明、お願いいたします。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 今のご質問の件なんですけど、今回の当初予算、私も途中から入っているもので、野瀬前町長が土台を造った中を、多少私なりに直していただいたということです。

そして、当然出と入り、歳入歳出、健全化ということで、それなりに考慮して、私なりに査定はさせていただきましたということです。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 2点目のところでございます。

6年度の当初予算4,000万円の繰越金とさせていただいていますのは、こちらは、5年度の最終、まだ決算はまだですけれども、歳入と歳出の差額、この部分について、例年どおりの決算状況でありますと、この程度は見込めるのではないかと。歳出についてはあくまで限度額ということで予算を組ませていただいておりますので、最終的にはそこまで至らないのが、やはり不用額というのが積み上がっていきます。歳入についても見込んでいた額よりも増えて収入されるというふうな場合もございます。特に町税なんかですと予定よりも増えてくるというような場合もございます。この場合の歳入、実際の歳入、仮に歳入が、予算40億のところ、41億円ありましたと。仮に歳出が、予算額40億のところ、39億で済みましたとなってくると、差額が2億円。仮なので、今回の予算とは異なりますけれども、ありますので、その差額がいわゆる繰越金という形になりますので、実際のところ、収入と支出、あくまで予算というのは予定額でございますので、その差額が生まれたときに、翌年度、実際に決算のときには報告させていただくんですけれども、それを見込んでいるのが、当初予算段階では4,000万を見込ませていただいているというものになっております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

2番 木村誠治議員。

○木村誠治議員 第2表の債務負担行為について、勉強不足で、教えてください。

普通に読むと、小規模企業者の債務を負担するのかなというふうに読めてしまいまして、具体的な例で、個別的な名前は結構ですので、どんなことの債務負担行為なのかをお教えてください。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 すいません、私の方からは制度の方のお話をさせていただくんですけれども、債務負担行為といいますのは、通常、こういう甲良町であったりとか、そういう地方公共団体の予算というのは、1年度の歳入でもって歳出を賄うというふうになっているんですけれども、この関係上、契約であったりというのは1年単位でしかできません。4月1日から翌年3月31日までの期間での契約になるんですけれども、債務負担行為、ほかにも制度としては継続費とかがあったり分類もあるんですけれども、うちで使っているのは債務負担行為ですけれども、期間を定めて、この期間で限度額、こ

の範囲であれば契約をしていいよということを定めさせていただくのがこの債務負担行為というふうになってきます。

今回に2つ挙げさせていただいているもののうち、例えば防災事業ですと、令和6年度から9年度までの4カ年の間に5億円の事業を、実際に支出予算としては当該年度それぞれに上げるんですけれども、契約期間としては6年度から9年度までの契約が可能となると。地方自治法の規制で、予算の裏づけのない契約はできませんと、多少例外はあるんですけれども、いう規定になっておりますので、こういう形でこの期間、一定の予算枠を確保させていただくというものが債務負担行為になっております。

個々の事例につきましては、産業課の方からお願いいたします。

○丸山議長 産業課長。

○宮川産業課長 実質、この制度につきましては、毎年債務負担行為を上げているんですが、今のところ事例としてはございません。今のところ、債務というのにつきましては、今のところゼロとなっております。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 こちらについては、今あったように、ここ数年は実際はないんですけど、中身としましては、県の事業で、小口簡易資金という形で、中小企業者さんにお金を貸し出しされています。これが焦げついたときに対して、この期間内で、100万円以内であれば町がそれを補填しますよというものを。半額は県費で入って、返ってくるんですけれども、町の負担としては50万円ですけれども、それを町が補填しますよという制度になっています。

以上です。

○丸山議長 よろしいですか。

6番 西川議員。

○西川議員 第1表のところで森林環境税というのがあるんですけど、これは、森林環境税というのはどういうことを指しているのか、また、場所はどこのかというようなことをちょっと。詳細のことはまた後でも、予算委員会でも聞くんですけど。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 すいません、譲与税というもの、今回は森林譲与税のご質問でしたけど、譲与税というのが、いったん国なりが税として徴収したものを配分するものを基本的には譲与税と言います。

今回の森林譲与税については、町民税の一部として今徴収されているものを、県がいったん県内全部集めた上で、それを森林の面積等に応じて配分がされるものになってきます。甲良町の場合ですと、森林面積に応じてそれを

配分、町によって配分されるという額が、今示されているのがこの額だと、来年度見込みとして示されているのがこの額だという形になっておりますので、町がどんだけ事業をやっているかとか、そういったこととはまた違う数字のものにはなってきます。

○丸山議長 6番 西川議員。

○西川議員 山林とはどの辺を指していくのか。例えば大林からもらった山も入っているのか、それとか、町有林の面積なのか、そういうところはどうかかなと思うんですが。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 町内のところで森林として区分されているものになってきますので、町営林につきましては、地面自体は多賀町になってきますので、それについては含まれておりません。

○丸山議長 よろしいですか。

○西川議員 はい。

○丸山議長 ほかにありませんか。

ないようでしたら、これで質疑を終わります。

次に、日程第20 議案第22号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第22号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計予算。
上記の議案を提出する。

令和6年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○西村住民人権課長 議案第22号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計予算についてご説明させていただきます。

予算書の裏面をお願いいたします。

令和6年度甲良町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億1,735万6,000円と定めるものとさせていただきます。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものです。

一時借入金。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は6億円と定めます。

歳出予算の流用。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものです。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用です。

続きまして、第1表 歳入歳出予算。

1款 国民健康保険税、1項 国民健康保険税1億3,480万4,000円。2款 使用料及び手数料、1項 手数料7万7,000円。4款 県支出金、1項 県負担金6億7,622万4,000円。2項 県補助金154万4,000円。3項 財政安定化基金交付金1,000円。5款 財産収入、1項 財産運用収入1,000円。6款 繰入金、1項 他会計繰入金8,445万7,000円。2項 基金繰入金1,964万4,000円。7款 繰越金、1 繰越金1,000円。8款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料59万5,000円。2項 預金利子1,000円。3項 雑入6,000円。9款 町債。おめくりください。1項 財政安定化基金貸付金1,000円。合計9億1,735万6,000円。

3ページをお願いいたします。

歳出。

1款 総務費、1項 総務管理費2,692万円。2項 運営協議会費12万5,000円。2款 保険給付費、1項 療養諸費5億6,543万3,000円。2項 高額療養費8,866万1,000円。3項 移送費4万円。4項 出産育児諸費300万2,000円。5項 葬祭諸費50万円。6項 審査支払手数料191万4,000円。3款 国民健康保険事業費納付金、1項 医療給付費分1億4,721万6,000円。2項 後期高齢者支援金等分5,054万3,000円。3項 介護納付金分1,758万6,000円。4款 共同事業拠出金、1項 共同事業拠出金1,000円。5款 財政安定化基金拠出金、1項 財政安定化基金拠出金1,000円。6款 保健事業費、1項 保健事業費786万9,000円。

4ページをお願いいたします。

2項 特定健康診査等事業費574万2,000円。7款 基金積立金、1項 基金積立金1,000円。9款 諸支出金、1項 償還金及び還付加

算金 1 0 9 万 1, 0 0 0 円。1 0 款 予備費、1 項 予備費 7 1 万 1, 0 0 0 円。合計 9 億 1, 7 3 5 万 6, 0 0 0 円。

以上です。よろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 2 1 議案第 2 3 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 2 3 号 令和 6 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 6 日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○西村住民人権課長 議案第 2 3 号 令和 6 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして説明させていただきます。

お手元、予算書の裏面をお願いいたします。

令和 6 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 6 2 万 2, 0 0 0 円と定めるものです。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表 歳入歳出予算によるものです。

1 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算。

歳入。

1 款 後期高齢者医療保険料、1 項 後期高齢者医療保険料 6, 6 6 7 万 3, 0 0 0 円。2 款 使用料及び手数料、1 項 手数料 1 万円。3 款 繰入金、1 項 一般会計繰入金 3, 3 4 1 万 4, 0 0 0 円。4 款 繰越金、1 項 繰越金 1, 0 0 0 円。5 款 諸収入、1 項 償還金及び還付加算金 5 1 万 3, 0 0 0 円。2 項 預金利子 1, 0 0 0 円。3 項 雑入 1 万円。合計 1 億 6 2 万 2, 0 0 0 円。

2 ページをお願いいたします。

歳出。

1 款 総務費、1 項 総務管理費 5 5 2 万 5, 0 0 0 円。2 款 後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 後期高齢者医療広域連合納付金 9, 4 5 6 万 2, 0 0 0 円。3 款 諸支出金、1 項 償還金及び還付加算金 5 1 万 2, 0 0 0 円。4 款 予備費、1 項 予備費 2 万 3, 0 0 0 円。合計 1 億 6 2 万 2, 0 0 0 円。

以上です。よろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 2 2 議案第 2 4 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 2 4 号 令和 6 年度甲良町介護保険事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 6 日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 それでは、甲良町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算書表紙裏面をお願いいたします。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 9 億 3, 9 6 0 万 8, 0 0 0 円と定めるものとございます。

第 2 条 一時借入金の最高額は 1 億 5, 0 0 0 万円と定めるものです。

1 ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款 保険料、1 項 介護保険料 1 億 7, 9 5 0 万円。2 款 使用料及び手数料、1 項 手数料 1 万円。3 款 国庫支出金、1 項 国庫負担金 1 億 5, 7 1 2 万 6, 0 0 0 円。2 項 国庫補助金 6, 4 9 7 万 8, 0 0 0 円。4 款 支払基金交付金、1 項 支払基金交付金 2 億 3, 8 9 2 万 2, 0 0 0 円。5 款 県支出金、1 項 県負担金 1 億 2, 5 6 2 万 6, 0 0 0 円。2 項 県補助金 7 3 7 万 7, 0 0 0 円。6 款 財産収入、1 項 財産運用収入 1, 0 0 0 円。7 款 繰入金、1 項 一般会計繰入金 1 億 4, 9 6 3 万 4, 0 0 0 円。2 項 基金繰入金 1, 6 4 2 万 7, 0 0 0 円。8 款 繰越金、1 項 繰越金 1, 0 0 0 円。9 款 諸収入。

次ページをお願いいたします。

1項 延滞金・加算金及び過料 1,000円。2項 預金利子 1,000円。3項 雑入 3,000円。10款 町債、1項 財政安定化基金貸付金 1,000円。歳入合計は9億3,960万8,000円です。

3ページ、歳出でございます。

1款 総務費、1項 総務管理費 1,642万9,000円。2項 介護認定審査会費 519万4,000円。3項 計画策定委員会費 44万6,000円。2款 保険給付費、1項 介護サービス等諸費 8億1,145万円。2項 介護予防サービス等諸費 710万円。3項 高額介護サービス等費 1,911万円。4項 高額医療合算介護サービス等費 200万円。5項 特定入所者介護サービス等費 2,950万円。6項 その他諸費 114万1,000円。3款 地域支援事業費、1項 介護予防・生活支援サービス事業費 1,248万4,000円。2項 一般介護予防事業費 235万6,000円。3項 包括的支援事業・任意事業費 3,082万9,000円。4項 その他諸費 5万円。4款 基金積立金、1項 基金積立金 1,000円。5款 公債費。

4ページをお願いいたします。

1項 公債費 1,000円。2項 財政安定化基金償還金 1,000円。6款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金 52万1,000円。7款 予備費、1項 予備費 99万5,000円。歳出合計は9億3,960万8,000円で、歳入合計額と同額でございます。

以上、お願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 1ページのところなのですが、一時借入金についてお尋ねします。

最高額が1億5,000万と定めているわけですが、介護保険会計の場合は、返済の場合、一般会計からの繰入れは禁止をされているわけですが、この一時金の借入金の返済ですね。これについても介護保険会計からの返済という枠が定められているか、それとも、それは定められていなくて、一般会計から返済してもいいということができるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 すいません、私の方からご説明させていただきます。

こちら、一般会計もそうなんですけれども、一時借入金という制度につきましては、地方自治法の方で定められているものなんですけれども、当該年度期間中に全て返済するべきものになっておりまして、その財源も当該の会計の

収入ないし他からの借入れも含めてですけれども、その財源の中から償還すると。

事例としましては、例えば年度で収入が、例えば12月に入ってくる、大きく入ってくる。でも、11月にお金をいったん出す必要があるといったところに、会計の中での予算繰りの関係上、予算はあるんだけど、実際の現金がないといったことがたまに生じます。こういう場合において、一時借入れという手法でもって借りて、収入が入ってきた段階で、それを償還、返すという制度が自治法の中でも設けられておりまして、これを、この額を、上限を定めるというものでございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第23 議案第25号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第25号 令和6年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。上記の議案を提出する。

令和6年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○西村住民人権課長 議案第25号 令和6年度甲良町墓地公園事業特別会計予算について説明させていただきます。

お手元の予算書をお願いいたします。

裏面。

令和6年度甲良町墓地公園事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ113万円と定めるものでございます。

2項 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものです。

1 ページ。

第1表 歳入歳出予算。

歳入。

1 款 繰越金、1 項 繰越金1万円。2 款 使用料及び手数料、1 項 使

用料69万円。3款 諸収入、1項 管理料15万8,000円。2項 預金利子1,000円。4款 財産収入、1項 財産運用収入1,000円。5款 繰入金、1項 基金繰入金27万円。合計113万円。

2ページをお願いいたします。

歳出。

1款 墓地公園管理費、1項 墓地公園管理費43万円。2款 諸支出金、1項 返還金69万円。3款 予備費、1項 予備費1万円。合計113万円。

以上です。よろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第24 議案第26号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第26号 令和6年度甲良町下水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

令和6年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案第26号 甲良町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書表紙を1枚おめくりください。

令和6年度甲良町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

業務の予定量でございます。

第1、処理区域内水洗化件数につきましては2,000件を予定しております。

2、年間総排水量につきましては73万2,900立方メートルを予定しております。

3、1日平均排水量につきましては2,008立方メートルを予定しているところでございます。

続きまして、収益的収入及び支出でございます。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

収入の部といたしまして、第1款、第1項 営業収益8,954万4,000円でございます。第2項 営業外収益につきましては2億4,496万

8, 000円でございます。

支出の部といたしまして、第1款、第1項 営業費用といたしまして2億8, 670万5, 000円でございます。第2項 営業外費用といたしまして4, 580万6, 000円でございます。第3項 特別損失といたしまして1, 000円を見込んでおります。第4項 予備費といたしまして200万円を見込んでいます。

次ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額646万8, 000円は、過年度損益勘定留保資金646万8, 000円で補填するものとするものでございます。

収入の部といたしまして、第1款、第2項 企業債でございます。2億2, 110万円でございます。第4項 補助金でございます。9, 001万8, 000円でございます。第5項 分担金16万円でございます。

支出の部といたしまして、第1款、第1項 建設改良費といたしまして2, 472万8, 000円でございます。第3項 企業債償還金といたしまして2億9, 301万8, 000円でございます。

企業債といたしまして、企業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めるものでございます。

流域下水道事業債といたしまして、限度額1, 810万円、起債の方法は証書借入れでございます。利率は5%以内。また、資本費平準化債につきましては2億300万円でございます。起債の方法につきましては証書借入れ、利率は5%以内でございます。また、一時借入金の限度額につきましては3億円と定めているものでございます。

また、次のページをお願いいたします。

予定支出の各項の経費の金額の流用につきまして、各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用を認めるものでございます。

また、他会計からの補助金でございます。

下水道事業の営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億9, 604万8, 000円と定めるものでございます。

以上、どうかよろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 企業債のところでお尋ねします。

証書借入れが5%以内ということなんですけども、昨今、借入金の利息が、個人ですと大変、2%とか3%行かない利率の借入金もございますし、場合によっては、1%を切る場合もあります。

そういう点で、5%以内と定められているのは何かの基準があるんでしょうか。それとも、時代の変化で変更もあり得るということで、枠内で5%以内というように定まっていますけども、こういう限度の取決めは何かによって決められているんですかね。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 すいません、こちら、全般の、会計全般に関することなので、総務課の方で回答させていただきます。一般会計においても同じく5%とさせていただきます。これについては、以前につきまして、もっと高い時代もございましたが、実際借入れに際しては、一般会計の場合ですと、過疎債の場合は国から、その他のものについては、物によって、民間の金融機関から借入れをさせていただいております。いずれにしても、国の場合は、国の政令で定められた金額、民間企業から借りる場合につきましては、入札というか、見積り合わせというかを、うちの場合ですと、5行、5つの金融機関から、あなたのところは、この金額借りる場合、利率を幾つにしてもらえますかというような提出をいただいております。その中で、一番利率の低いところから借り入れるという手法を取らせていただいております。

実際、おっしゃるとおり、今、利率ですと、若干、昨年から上がってきております。1. 数%をつける場合もあるんですけども、5%行くというのは、近年ではございませんので、これについては下げることも可能かとは思っておりますが、あくまで枠として予算上は設定させていただいているというところでございます。

○丸山議長 9番 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、この利率の枠内というのはどこで決まるか。つまり、町内で相談をして決定できる、議会に諮って、これが定められるという仕組みでいいんでしょうか。それとも、県なり国のある基準があって、こんだけということを守らねばならないという枠があるのか。それとも、町で裁量的にできるのかの質問なんですけども。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 こちらについては、様式そのものは定まっているんですけども、中の実際何%というようなところというのは、決まったものはございませんので、国の公定歩合であったりとか、そこら辺を加味して各市町で決定するものだというふうには理解しております。甲良町の場合は、大分余裕は見ているんですけど、5%という形で設定させていただいているとこ

ろでございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第25 議案第27号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第27号 令和6年度甲良町水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

令和6年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 そうしましたら、水道事業会計予算書、表紙1枚おめくりいただきまして、総則第1条といたしまして、令和6年度甲良町水道事業会計の予算は、次に定めるところによると。

第2条 業務量の予定量です。

(1) 給水件数3,000件。

年間総給水量98万立方メートル。

1日平均給水量2,685立方メートルです。

収益的収入及び支出です。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

第1款 水道事業収益、第1項 営業収益1億4,827万5,000円

第2項 営業外収益3,393万5,000円。

支出。

第1款 水道事業費、第1項 営業費用1億5,094万8,000円。

第2項 営業外費用835万1,000円。第3項 特別損失1,000円。

第4項 予備費400万。

次ページをおめくりいただきますようお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,048万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額781万5,000円、減債積立金6,451万6,000円、建設改良積立金7,815万8,000円で補填するものといたします。

続けて、収入です。

第1款 資本的収入、第1項 工事負担金1,000円。
支出。

第1款 資本的支出、第1項 企業債償還金6,451万6,000円。
第2項 建設改良費8,597万4,000円。
債務負担行為。

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定める。

事項といたしましては、水道包括管理業務、期間といたしましては令和7年度から令和9年度、限度額7,474万5,000円。自家用電気設備点検業務、期間といたしましては令和7年度から令和9年度、限度額150万円です。

一時借入金。

第6条 一時借入金の限度額は100万円と定めます。

予定額の支出の各項の費用の金額の流用についてでございます。

第7条 予定の支出額の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用といたします。

議会の議決を経なければ流用することができない費用といたしまして、第8条 次に掲げる費用については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の費用をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,355万7,000円です。

他会計からの負担金。

第9条 消火栓等の維持費の管理のため一般会計からこの会計への負担される金額を524万4,000円といたします。

棚卸資産の購入限度額といたしまして、第10条 棚卸資産の購入限度額は、184万3,000円と定めるところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

日程第26 同意第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第2号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につ

き、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

甲良町固定資産評価審査委員会委員のうち1名が任期満了となるため、次の者を選任することにつき、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

住所は、滋賀県犬上郡甲良町大字下之郷791番地3。

二階堂正雄様。

生年月日は昭和25年11月23日です。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第2号は同意されました。

次に、日程第27 大滝山林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、本職において指名することにしたいと思いますが、

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定しました。

大滝山林組合議会議員に、下之郷の阪東隆氏、尼子の田中章浩氏、法養寺の桂田三男氏、横関の山本清隆氏、池寺の木村修氏、北落の野瀬欣廣氏、金屋の西川誠一氏と私、長寺の丸山恵二の8人を指名したいと思います。

お諮りします。

指名いたしました8人を大滝山林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の方が大滝山林組合議会議員に当選されました。

ただいま大滝山林組合議会議員に当選されました木村修氏、野瀬欣廣氏、西川誠一と私、丸山に、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、日程第28 発議第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第2号。

令和6年3月6日。

甲良町議会議長 丸山恵二様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者 甲良町議会議員 山田光義、木村誠治。

議会改革調査・検討特別委員会設置に関する決議(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

○丸山議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

9番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、提案説明をさせていただきます。

議会改革調査・検討特別委員会設置に関する決議(案)。

地方自治における首長も議会議員も、有権者から直接選挙で選ばれた二元代表制のもとで、「住民福祉の増進」(地方自治法第1条の2)に寄与し、甲良町政における諸課題の解決に資することを目的に議会運営の基本理念として、令和5年12月定例会において、議会基本条例が制定されました。

当条例第18条では検証を、同19条では見直し手続を規定しています。そのため協議の機会が必要となりました。

よって、以下の要綱で議会改革調査・検討特別委員会を設置します。

1、名称。

議会改革調査・検討特別委員会設置。これ、名称は、「設置」は要りませんね。消してください。名称は「委員会」までです。

2、目的。

令和5年12月定例会において制定された「議会基本条例」の前文趣旨に則り、第18条及び第19条を根拠に点検・検証等を協議し、必要な改正・補正・見直し等を取りまとめること。また、「議会基本条例」の範囲以外の議会運営上の改善事項等を協議し、議会の活性化・議会の役割強化に資することを目的とする。

定数。

議長を除く議員全員。

4、設置期間。

調査・検討が終了するまで。

令和6年3月6日。

以上決議する。

こういう内容でございます。

ここにあります議会基本条例の18条、それから、19条は、設置された上で、それぞれ経験を経て、また、初めての方もございますけども、その段階で不合理が生じ、それから、強めるべき点等があれば協議をして、そして、補強をしていくということです。そして、後半のところに書いています、基本条例の範囲以外の問題では、条例を、そのものをなぶる必要はないけれども、例えば、今まで出ていた意見では、一般質問の提出期間をもうちょっと延ばす。つまり、議案が配られてから、この議案についても一般質問の中に反映する、それをふまえて一般質問をしたいという意見もございました。いう点でも、日程の取り方等についても、フリーに、また、ざっくばらんに、活性をして議論ができるようになればというように思っていますので、議員の皆さんのご賛同よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 到着席願います。

起立全員です。

よって、発議第2号は可決されました。

次の休憩中に議会改革調査・検討特別委員会を開催されまして、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いしたいと思いをします。

ここで、議事の都合により、しばらく休憩します。

(午前11時35分 休憩)

(午前11時40分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告を行います。

さきの休憩中に、議会改革調査・検討特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果、委員長に西澤議員、副委員長に野瀬議員がそれぞれ互選されましたので報告します。

ここで、昼休憩をもう取らんと、一般質問、ちょっと難しいと思いますね。

長いけど、13時30分から、昼からの会議を開きますので、13時30分、よろしく願います。

(午前11時42分 休憩)

(午後1時30分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、日程第29 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日、質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により、1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は、時間が来れば簡潔にまとめて質問してください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、最初に、7番 野瀬議員の一般質問を許します。

7番 野瀬議員。

○野瀬議員 7番 野瀬です。議長の許可が出ましたので、通告書にのっとって質問させていただきます。なお、一部関連の質問が、追加質問がありますので、よろしく願います。

まず、今年の1月1日、のんびりと過ごしていたんですけども、携帯電話に、今までにない、経験したことのない緊急地震通報、緊急地震速報ですかね、これのアラームが鳴り響いて、直後に大きい揺れがございました。その後確認すると、能登半島で大きい地震があったということでした。今現在では200名を超える方がお亡くなりになって、住宅も数多く倒壊したということです。お亡くなりになった人のご冥福と、今も苦しんでおられる方の一日も早い回復、そして、能登地方の早急なる復興を祈りたいと思います。

さて、今まで比較的 안전とされてきた甲良町ですけども、いざ災害が起こる前に、現状の把握、大丈夫かどうか、災害に対して大丈夫かどうかという現状の把握と対策計画、この辺を練っておく必要があると考え、質問をいたします。

通告書の部分ですけど、①と②、ここの部分ですけども、公共建物と一般住宅に分けて質問していきますので、ちょっと通告書、混ざっておりますけども、分けますので、よろしくをお願いします。

1番目ですけども、まず、地震が起こったときに倒壊する可能性のある建物、これはやっぱり地域が把握しとかないけないということで考えています。おそらく公民館というのは避難所に設定されているところが沢山あると思います。そういう意味で、公民館並びに公共の建物、この辺の耐震の診断及び耐震工事、この辺ができていくかどうかというところをお伺いしたいと思います。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すいません、今ご質問いただきました、町が保有する建物は大体124棟ございます。そちらの方につきましては、耐震を義務づけられました昭和56年の6月1日以降に建設されたものが内訳として75棟、56年の以降に建てられましたもの、建築が49棟となっております。以前に建てられたものが49棟となっております。49棟のうち、耐震基準の診断をしていて、基準が4棟は保有しておりますので、残りの45棟が町の保有する建物で耐震基準を満たしていないというものとなっております。

各集落の公民館につきましては、すいません、調査の方が十分ではないですけど、耐震診断、町の方で1回行っておりますけれども、データの方につきましては各集落の公民館のデータになりますので、今の中には出してはいただいております。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 そうすると、45棟についてはまだ耐震工事も終わっていないということだと思っておりますけども、この45棟の中で、建っているだけで、ふ

だん使ってないよというのもあると思うんですけども、ふだん出入りして使用しているもの、これというのはこの中で何棟あるんでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 具体的に言いますと、それぞれやはりみんな使用はしております。具体的に言いますと、やはり一番多いものにつきましては、公営住宅、改良住宅が該当するものとなっております。そちらの方と、または、使用していない旧の老人憩いの家、長寺センターですね。老人憩いの家とか、この役場の前の書庫、そのあたりの建物とか、両地区の呉竹の方にございます共同作業所、また、長寺地区にございます共同作業所、または、水道事務所のところにございます機械棟がございますので、そういったものが耐震基準を満たしていないというもので主なものとなっております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 思っているより残っている数が多いんですけども、おそらくこれ、一度にできませんので、計画立てて、この耐震工事進めるように、順序立てて進めていただきたいと思います。

それとあと、先ほど話があったような各字の公民館、これ、一時避難所になっているところが多いと思いますので、そこの耐震は、各字におそらく任されていると思うんですけども、そこへの指導というか、これも進めていただきたいと思うんですけど、そこのとこ、いかがでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すいません、避難所なんですけど、各集落、自主避難所になっているんです。一時避難所では、現在、今、一時やったっけ。そちらに、昔は一時やったんですけど、今はそういった状態になっていまして、過去調査をした結果はあるんですけども、今、先ほど申し上げたとおり、データはないんです、今。ちょっと補足の方、総務課の方で持っていますので。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 すいません、以前は各集落の公民館なども一時避難所という位置づけを町でもさせていただいたんですけども、その際に、耐震診断、各公民館等させていただいております。何カ所かについては耐震性がないという結果が出ましたので、その際に、年限をちょっと定めてではあったんですけども、改修の補助金等を出させていただきまして、北落と、あと、何カ集落かは、それによって、ごめんなさい、今ちょっと手元には資料ないんですけども、耐震改修の方の方をさせて、工事をされたというところです。

今現在については、先ほど建設水道課長も申しましたとおり、避難所としての、町の指定する避難所としての指定はしておりませんので、甲良町においては全て今のところ避難所に指定されている建物については耐震性を有し

ている建物を指定させていただいているところです。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。ただ、実際面として、各字の何かあったときに、公民館というのは避難所におそらくせざるを得ないだろうということを考えますので、今後そのところ、耐震化工事、進められるように指導をお願いしたいと思います。

そして、その後、一般住宅の方ですけども、3月1日の中日新聞、ここで、県内の耐震化率というところで計算されておりました。それによると、犬上三町の中では甲良町が一番高くて70.8%耐震化率があるという記載がありましたけども、これで間違いないでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すいません、新聞報道の置かれております70点という数字につきましては、現在私の方では把握はしておりません。ただし、令和4年の3月に町の方で耐震計画の方を、促進計画というものをつくっております。そちらの方で、平成25年から平成30年度の固定資産台帳を基に1年当たりの変化量を求めていく数字で、大体令和3年度末で72%ぐらいが推計値として町が持っているデータではございますので、その数字に近いということで、その数字を使われたのかなという想像はつきますけれども、現在私たちが現実に把握しておる数字につきましては、一般住宅につきましては、平成30年度末で、耐震基準を有する住宅が1,880戸、ほんで、満たしていない住宅が776棟という形で調査の方をさせていただいたというような形でございます。そこから推計値という形で取らせていただいておりますのが、734戸が大体4年度末ぐらいで耐震基準を満たしていない数という形で町の方で把握している数字でございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 理解はできました。まだ、逆に言うと、776棟、おおよそでしょうけども、ぐらいの耐震工事が終わっていない住宅があるということだと思うんですけども、以前は、耐震診断及び耐震工事の補助、これはあったように思うんですけども、今現在これはまだ残っているんでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 以前と同様に、耐震診断の補助または木造住宅の耐震診断ということで、現在も継続してやっております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 やっぱり能登の大地震があった直後ですので、皆さんに意識づけという意味においても、耐震診断及び耐震工事、この辺が進められるように、またアナウンスをよろしくお願いしたいと思います。

次の項目に行かせてもらいます。

平成30年、2018年ですけれども、6月18日に、大阪で、地震によるブロック倒壊で女子児童が亡くなっております。これは全国的に大きいニュースになりましたので皆さんご存じだと思うんですけども、事故直後に、国の指導もあって、教育委員会で通学路に対してのブロック塀の安全確保、これが確認されたと思います。

それ以降、このブロック塀に対する確認及び通学路以外のブロック塀の確認、この辺はできているのでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 平成30年6月の地震を受けまして、国の方につきましても、制度の方、改正されております。そういった中で、先ほど申し上げました耐震計画というのをつくるときに、町におきましても独自で危険なブロック塀がないのかというような形で、グリーンベルト上、通学路になりますけれども、点検を独自でやっております。こちらの点検につきましては、国の方の一定の基準につきましては、高さが80センチ以上、延長が25メートル以上のブロック塀ということになっておりますけれども、通学路にある路線のブロック塀につきましては全て点検調査を行いました。そういった形で行ったところ、国が示します、耐震の基準となるブロック塀は今のところはなかったというのが令和4年3月末の直近の調査でございます。

後の点検につきましては、毎年通学路点検という形で、教育委員会、警察、町の建設部局とか、一緒に事業として実施をさせていただいているというところがございます。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。ただ、条件的に、25メートルですかね、そういった長いブロック塀はあんまりないように思います、住宅、一般住宅のところでは。そういう条件で規定されているブロック塀以外のブロック塀でも壊れやすいところあると思いますので、またその辺は、そういう目で見てもらって、チェックをお願いしたいと思います。

それでは、その次行かせてもらいます。

災害が起こったとき、いろんな災害がありますけれども、いろんな混乱が生じてきます。この辺の災害で町自身も動いてもらう、県自身も動いてもらう、国自身も動いてもらうというところはあるんですけども、まずは地区自身で、各字で動くのが一番だと思いますので、それぞれがそれぞれの字で、防災計画、この辺の策定が必要だと感じております。

まず、各字に防災計画の策定があるかどうか。いかがでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 防災計画、内容は各集落で統一したものというのではないんですが、13集落のうち7つの集落については何らかのもの、策定をさせていただいているということです。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 通り一遍のおそらく防災計画であると、いざ災害が起こったときに、絵に描いた餅になる可能性がありますので、具体的にこういったところ、こうなったとき、こうするという具体的な記載がなければ、なかなか実際面、役に立たないと思います。

そういった意味で、各字の防災の訓練ですね。おそらく9月、町の防災訓練と同じ日に行われているところが多いと思いますけども、防災の訓練、実際面で行われているかどうか。具体的に、こういうところが危ないというところ、通り一遍の防災訓練、あまり意味がありませんので、そういった意味で、防災訓練が行われているかどうかというところを把握はどうでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 各集落の防災訓練の関係でございますが、今年度は9月の20日に町も防災訓練をさせていただいたと。それと同時に、各集落におきましても訓練の実施をしてもらうように呼びかけをさせていただきまして、13の集落のうち11集落がそこに参加をさせていただいたというところがございます。

その具体的内容は、町の方がこうなさい、ああなさいというようなことは伝えておらず、どういうことをされたかと、一例申し上げますと、消火器の取扱いでありますとか、ポンプを使用した訓練、また、避難所誘導の訓練ということで、集落、地域によっていろいろな訓練を今回お願いをさせていただいたと。これは自主的でございます。自主的にさせていただいたというところがございます。

今後は必要な地域、実施されていない集落もありますので、そのあたりについては働きかけをしていき、いざというときに役立つようなというようなことでは対応、またしていただきたい、また、私どももさせていただくような取組もしていきたいと思っております。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ありがとうございます。

実際に事故が起こったとき、災害が起こったとき、なかなかそういった計画、そして、訓練ができていないと、スムーズにいかないと思いますので、

そこのところは指導の方、よろしくをお願いします。

実際に災害が起こったとき、なかなか難しいのが、次の項目である要支援の人をいかに災害から救うかというところですが、個人情報保護法ができてからというもの、なかなかそこに住んでいる人がどういう状態や、助け出さなきゃいけないかどうかというところが、把握が、なかなかみんなができないと。

今現在これ、把握できているのは、区長と民生委員だけだと思うんですけども、本来であると、個人情報保護はちょっと別にしておいて、近隣の方はやっぱり、そういった人が近くにいると、もし何か起こったときには助け出さなきゃいけないということを把握しておくべきだと思うんですけども、それともう一つは、この要支援の該当になる人が、手を挙げた人だけということになっております。手を挙げなかった人、「私はちょっと体動かへんねんやけど、町にお世話になんの嫌や」言うて手を挙げない人、この人はその該当者には入らないということになりますので、逆にそういう人も含めて、災害が起こったときに助け出さなければならないということだと思っておりますので、この辺、かなり難しいところはあるんですけども、おそらく今は答え、ないと思うんですけど、今後こういったところの災害弱者を救う手だて、この辺において、何か手法というか、考えるところございましたら。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 国の方も防災分野における個人情報の取扱いに関する指針といたしますのを、令和5年3月、最近でございますが、内閣府から出されたというところでございます。この指針は、災害発生時は人命第一の観点から、その公益性及び緊急性に鑑み、安否不明者の氏名等の公表を行うことができるということでございます。発災当初の72時間が人命救助において極めて重要な時間であると。積極的な活用や、また、他方、一方では、DV、ストーカ行為の被害者の保護に十分配慮する必要があるというふうなうたわれているというところでございます。

これによりまして、発災後については、人命に関する必要な情報提供は可能ということではありますが、甲良町が今現在このような取扱い、どうしようというところまで、まだ検討まで至っていないというところでございますが、今後はこういう扱い等については、能登も、いつ起こるか分からない、災害もありますので、しっかりと今後対応していきたいと、どういうふうにしていくかも含めて対応していきたいと思っております。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 具体的に、早急に進めていただいて、いつ起こるか分からない災

害に早いこと進めていただきたいと思います。

そしたら、地震等の災害における質問はこれで終わらせてもらいます。

その次、私、住みよいまちの条件というところには、交通事故がないということが1つの条件になると思っております。最近いろんなニュースで問題として取り上げられております電動キックボード、これについて質問したいと思います。

先日、3月1日付でしたかね、町の方からの広報で、春の交通安全運動というところのチラシが配布されておりました。これにも、裏の方のページの下の方にも電動キックボードの情報が載っておりますけども、小さく載っているだけで、具体的にどうのこうのというのは書いておりません。

そこで、まず、現状把握からしていきたいと思うんですけども、電動キックボードというのは、昨年の道路交通法、以下、道交法と言いますけども、これが改正されてから、特定小型原付という新しい区分がつけられました。16歳以上という年齢制限をクリアさえすれば、運転免許不要で、最高時速20キロ以下であればヘルメットも努力義務という取扱いになるというところで、実は私も現在交通事故の被害者の会に属しておりますので、国土交通省からパブリックコメントの要請がございました。この道交法改正に関しては、私は反対の立場で意見を申し入れたんですけども、そのまま改正されたというところがございます。

この電動キックボードというのは、遊ぶための電動キックボードであって、公道を走るためのものではないと私は認識しております。非常に事故が起こる確率が高い、そういう問題があると思っております。私自身は、これ、電動キックボードを公道で乗っているのを目撃したことはないんですけども、東京なり大阪、大都会では、道交法を無視した、そういう例も見受けられるようです。

彦根署管内で、この電動キックボードですけども、利用の現状、これはどうなっているのでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 現状でございますが、彦根署交通課に確認をさせていただきましたが、彦根署管内でのキックボードの数は、彦根署としては把握をしておらないというところがございます。

町におきましては、ナンバーの登録をしますので、1台はナンバー登録されているという確認はしております。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ナンバー登録、要るものと要らないもの、この区分けがございま

すので、要らないものに関しては免許なしで乗れるというところがございます。免許なしで乗れるキックボード自身が大変問題だと私は思っております。

ということは、把握していないということは、最高が20キロ以上出るものについては一般の原付という区分になるんですけども、交通、電動キックボードにおける交通違反、取り締まられた中で、交通違反というのはなかったんでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 これも同じく彦根署に確認をさせていただいたところ、事故及び違反者はないというふうに回答いただいております。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ということは、まだ、逆に、こういうことは適切かどうか分からないんですけども、甲良町には普及してきていないということだと思いますので、結構これ、危ない乗り物なので、今後は注視していただきたいと思えます。

あと、その次の問題ですけれども、若者というのはやっぱり新しいものに飛びつくというか、新しいものに乗りたいというところがあります。ただし、この電動キックボードは免許が要らないという、ヘルメットも努力義務というスタンスではあるんですけども、年齢制限的に中学生では乗れないというところなんですけども、この辺は、なかなか今の、今すぐというのは、昨年の道路交通法の改正ですので、されているかどうかは分かりませんが、中学生に対する指導、この辺はどうなっていますでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 まず、議員がご指摘されている電動キックボードですが、先ほどもお話しいただきましたように、道路交通法上の車両に該当するということですね。電動式モーターの出力等に応じた車両区分があるということで、今おっしゃっておられるのは、一番手軽に乗れる電動キックボードというのが問題かということでお話をいただいております。

先ほどからもありますように、16歳以上であれば運転免許がなくても乗れると。16歳未満ですので、中学生は、対象には当たらないということですが、今現状では、中学校での電動キックボードに特化した指導というのは行われておりません。しかし、電動キックボードというのは運転免許がなくても乗れるというところがすごくクローズアップされたり強調されたりしていますので、ある意味、中学生が、16歳未満ではあるんですけども、誤解をして運転する可能性もありますし、ヘルメットも、努力義務とはいえ、ヘルメットせずに、着用せずに乗るおそれもありますので、今後は中学校の方で

も詳しく説明をし、安全教育を行っていくということで考えております。
以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 電動キックボードに特化した案内は、特に私はいいと思うんですけど、何かに絡んで、交通安全に絡んで、これも一緒に指導はしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

その次行かせてもらいます。

昨年の4月1日から、自転車乗車時に、ヘルメット、これは着用が努力義務ということになりました。若者、特に甲良町の若者というのは大切な財産だと思っております。中学生に対してヘルメットも甲良町から支給しております。昔のヘルメットから比べても、最近のものは形もよくなって、蒸れるということもあまりないように思います。

まず、最近の中学生のヘルメットの着用率ですね。交通安全運動のときに立たせてもらって確認すると、かなり低いように思うんですけども、ここ最近のヘルメットの着用率ってどのぐらいなのでしょう。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 中学校でのヘルメット着用率についてですけども、全生徒を対象にした調査は現在行われておりませんが、学校等も確認させていただいたところ、着用率はかなり低いということで、10%から20%の間ではないだろうかというふうに確認しております。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 おそらく20%は全然ないと思いますので。一時期、先ほども言いましたけども、私どもが目にするのは、各字から出ていく姿と、あと、交通安全運動で役場のその交差点に立たせてもらっているときに着用しているかどうかというところですけども、ほとんど着用していないというところだと思います。

先ほども言いましたけども、いったん事故が起こってからでは遅いので、若い中学生を守るために何か実施している着用率の高率の対策、これはございますでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 まず、学校側としては、先ほどもお話があったんですが、子どもの命を守るヘルメットの着用というのはとても大切だと考えておりますので、まずは、常時、努力義務ということについては指導を行っていただいております。

それ以外にも、やはり生徒自身がそのことについて問題であるというふう

な意識を持つことも非常に大切となってきますので、主体的に考えられるような安全教育というのも引き続き行っていきたくて思っておりますし、あと、警察と連携した自転車運転に関する交通安全指導等については今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 大昔になるんですけど、私の中学校時代では、生徒会が中心になって、そこが、あの時代はヘルメットじゃなしに、たすき、黄色いたすきだったんですけども、それを着けて通学しているかどうかのチェックですね。それは生徒会中心になってやったということもございました。

そういういろんな方策があると思いますので、やはり子どもは大事だと、亡くなるとは困るといふところを意識してもらって、いろんな対策を施していただきたいと思います。

その次の項目ですけども、もう少し先になりますけども、今年の春の交通安全運動の期間というのは、4月の6日から、6日の土曜日から15日の月曜日まで、この10日間です。

普段していなくても、少なくともこの交通安全運動の期間中、これは強く指導していただいて、ヘルメットを着用してもらおうと。それで、意識づけをしていただいて、普段にも着用するという、そういうヘルメット着用の率が上がるような運動をしていただきたいんですけども、この辺はいかがでしょうか。

○丸山議長 教育長。

○青山教育長 議員がおっしゃるとおり、日常的に安全指導というものはしなきゃならないという認識はしています。

交通安全週間に特化した形では、中学校、特に教員の方の声かけ、また、いろんな子どもたちへの点検等を取り組むようには指示をしていきたいと思っておりますし、ちょうど4月8日が入学式になります。入学生、新入生に対しては、4月以降に、4月というか、入学してからになりますけども、彦根署の交通課と連携しながら交通安全指導教室を実施するという予定になっています。また、2、3年生、新入生ではありませんけど、在学生についても、やはり命を守る、大切にするという意味で、何かDVDを使ったような交通安全指導というもので、ヘルメット着用というのを呼びかけるという指導の時間を取るといふことで予定しております。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。絶対事故の起こらないような方策、よろしくお願

いしたいと思います。

それでは、次に行かせていただきます。

大体2年前になると思いますけども、甲良町内で交通死亡事故が発生しております。この事故を受けて、私、事故の防止策を一般質問でしたんですけども、そのときには、彦根署と相談しながら対応するという回答を得ました。

どのような対策を行ったのか、回答をお願いします。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 2年前に立て続けに死亡事故がございまして、そちらの方で、彦根署の方と協議をさせていただきました。

具体的な例といたしましては、下之郷地先でありまして、そちらの方につきましては、路面標示の方を、止まれの赤色舗装という形で、大きい形で交差点の方に分かるようなものをさせていただいて、交差点の表示、黄色舗装による強調表示というものを道路の真ん中にさせていただきました。

また、道路幅員が狭まっていくような感覚になるように外側線を延長しまして、道路の方で止まりやすくなるような視覚効果をさせていただいたものと、既設の路面標示が今までありましたので、そういったものの復旧作業というものと、道路標識というものにつきまして、交差点表示を行ったのと、警察の方で、止まれの標識等につきましては、フラッシュ式に変えていただいたというのが実情でございます。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ありがとうございます。

この当時、私、道路にハンプ構造というのを要望しておったんですけども、なかなか財政面で苦しいんだと思うんですけども、今後その辺のところも考えていただきたいと思います。

次の項目に行かせてもらいます。

今の事故ですけども、実は田んぼの真ん中で、見通しも物すごくいいというところでの事故です。これ、この事故というのは、一般的にコリジョンコース現象という現象で言われております。このコリジョンコース現象というのは別名、田園現象、田園型事故とも呼ばれております。見通しのよい道路にもかかわらず、見えているはずの交差する車を認識できない、そういう現象です。これは、交差する道から近づいてくる車が同じ角度で近づいてくるというところで、気がついたときには目の前にいると。そこそこのスピードが出ているので、ぶつかってしまうと。特にこれ、田舎ですので、そんな100キロも、80キロも100キロも飛ばしているわけやないんですけども、30キロ、40キロというスピードで行ったとしても、見逃すと、目に入っ

てこないという現象があるようです。こういう状況のために、漫然と運転しているということになると、ブレーキを踏むのが遅れて大事故になる、そういう危険性をはらんでいると。こういうときには、交差点ではスピードを落として、もう一つは、首を振って左右を確認すると。この首を振って左右を確認すること自身で、同じ交差してくる車が同じ角度で現れるというのを防ぐという効果があるようです。

こういった現象を十分理解している人が少ないように思われます。甲良町というのは田園の町ですので、信号のないこういった交差点が多く存在します。町民に、こういう現象があるんだぞと。周りがよく見えていたとしても事故が起こる可能性があるというところを町民に深く理解してもらう必要があるんですけども、何かアピールする方法、案がありますでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 コリジョンコース現象については、今、野瀬議員がおっしゃられたとおりといいますか、そういうことで私どもも認識をしております。

少しコリジョンコース現象とは若干違うのでありますが、彦根・犬上地区交通安全連絡協議会というのがございまして、令和4年にはありますが、彦根自動車学校におきまして、視認性の研修なりというのは一応させていただいたという実績はございます。

今、野瀬議員がおっしゃられたように、甲良町には、見通しがよい、信号がないと、交差点が多いというのは、これがありまして、警察とも連携を図りながら、彦根交通安全協会甲良支部というのもございますので、そこでの研修でありますとか、駐在所さんの方で発行の広報紙等もございますので、そのあたりを、警察の方にもご協力をいただいて、活用をさせていただきながら、啓発には努めていきたいと思っておりますが、啓発というのは、これ、非常に難しいところがございます、私どももいろんなところとまた協力なり、いいアイデアをいただきまして対応はしていきたいと思っております。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 なかなかこれ、意識づけしないと難しいところだと思いますので、1回やって終わりじゃなしに、常に何回も何回もアナウンスしていただいて、事故が起こらない、そういった甲良町をめざしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、次へ行かせてもらいます。

甲良町というのは、自主財源というのが乏しい町でありまして、なかなか自主財源だけで甲良町を賄っていくというのは難しいところがあります。そのために、国及び県に交付金等を要請するには、今まで、町長及び幹部が足

を出向いて要請してもらおうというのが多かったと思うんですけども、町長だけではなく、いろんな立場の人間がいろんなところに出向いてもらって、いろんな立場で要請をしていただいて、財源が確保できるように、この辺は進めていただきたいと思います。

これは意識だけ、いろんな立場で、そういうところで要求をしてもらおうというところで、お願いなんですけども。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 直近の要望等にいきますと、滋賀県二町連絡協議会、これは甲良と豊郷が組んでおるところでございますが、国、政府の陳情としましては、例年1月に、総務省並びに国土交通省を訪問しまして、甲良町の財政状況並びに特別交付税の増額の要望を行っておるところでございます。このときにつきましては、町長、総務課長、住民人権課長等が参加をさせていただきまして、現状を、ご報告なりをさせていただいているというところでございます。

また、新町長にはなりまして、2月の6日に、総務省自治財政局財政課長に面談をしていただきまして、そのときには総務課職員が状況を説明いたしまして、要望をしておるところでございます。

今後も、町長のみならず、担当課、担当課長を含めて、町の現状をしっかりとお伝えをいたしまして、しっかり要望活動は今後もしていきたいと思っております。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 何せ出るものは沢山あって、入るものは少ないというところが現状ですので、よろしく、その辺の活動をお願いしたいと思います。

その次に行かせてもらいます。

全協で、ふるさと納税が減少しているというところが紹介されました。現在、大分以前の額よりも少なくなっているというように思いますけども、お肉屋さんが、なかなか肉を販売できない状況であると、ふるさと納税の返礼品として確保できないような状況があるというところはお伺いしましたけども、入手経路、別のルートを考えて、何とか返礼品の手だてを考えていただきたいというのと、あと、甲良町でいうと、米ですね。昔でいうと、中山道より上の米はうまいと、中山道より下の米はまずいというのがこれ、通例でした。今はどうや分かりませんよ。けども、私自身は、甲良町の米というのはおいしい米だと思っております。そういった米が、実は豊郷町よりも返礼品の数が少なかったというのがあります。

これは、どういうんかな、全国の返礼品として、ふるさと納税をするお客

さんに、お客さんというか、ふるさと納税をしていただく人に対してのアピールがうまくいってないん違うかなと、そういう気がしますので、もう一工夫、もう二工夫もしていただいて、米なり、そして、近江牛ですね。この辺のところ、そして、新たな甲良町の特産品、この辺を作り上げていただいて、ふるさと納税がもう少し増えるようにというところでの努力を積んでいただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 現在、甲良町の返礼品は、近江牛が33品目、甲良米が11品目、そのほかに、ブドウや魚介類、それから、木材加工品といったものがございまして、全部で58品目を取りそろえております。

議員おっしゃっていただいた豊郷町や、また、県内ではトップの近江八幡市などは、こういった数をしのぐような沢山の品ぞろえがあるといったようなところで、やはり魅力ある品ぞろえなのかなというふうには考えております。

なお、現在、関係機関の協力によりまして、町内でも新規の精肉店、お肉の出品を何とかこぎ着けられたほか、また、現在も道の駅が取扱います安納芋を新たに新規に出品できるよう、国へ承認の手続きを取っているところでございます。

議員おっしゃっていただきましたように、やはり数多くの返礼品を取りそろえておりますと、やはりいろんなものを選べるといったような魅力的なものになるかなと思いますので、引き続き関係機関と協力を図りながら、収納額の増加につながるような魅力的な返礼品の充実を図っていききたいなというふうに考えております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ふるさと納税収納に関して、寄与していただいておりますので、なるべく増やすように、大きくするように努力していただきたいと思います。

次の項目へ行かせていただきます。

次は、南部工業団地の関係ですけれども、これは先日全協で説明していただきました。県主導で、工業団地の計画というところで話をしていただいたんですけども、まだ締切りがもう少し先なので、具体的にはまだもう少しというところだったんですけども、なるべくここに選定されるように努力していただいて、早急に、今空き地になっている西明寺前の土地ですね。南部工業団地の部分を活性化して、甲良町に、収益を持たされるように、これも努力していただきたいと思います。これは、回答は結構です。

その次に、先日の町長の所信表明で、尼子の前に住宅建設を行うというところの話がございましたけれども、町内の若者の流出の防止策というのは1つ、

それで手が打てるのかなと思うんですけども、具体的にどのような、例えば住宅の数とか、どのような、何年先にどういった数を計画するとか、その辺の具体策がもし決まっているんだったらご披露願いたいんですけども。

○丸山議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 今、具体的なことにつきましては、手続的には今あちらの地域がいわゆる農振、青地というようなところで、なかなか規制があるといったようなことで、農振解除、いわゆる青地を白地に変えるといったような手続を、県と協議を進めていく必要がございます。その先に、宅地化していく上での都市計画上の開発の計画といったようなことを進めていくといったような手順になってこようかなと思います。

ただ、1つの目安としては、今町長の方からご指示をいただいておりますのが、少なくとも町長の任期中に、実際の1期目の任期中には実際の住宅が建つといったようなところのゴールをめざして手続なりを進めていくようにというようご指示をいただいておりますので、県とのやり取りの中で、具体的な計画をつくる中で、今、議員おっしゃっていただいたような、どれぐらいの戸数をとか、どういったような計画をとったようなこともお示ししながら進めていきたいなというふうに考えております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今、課長がおっしゃったような、青地を白地にすると、これ、かなりハードルが高いと思いますので、企画課長、今、県にパイプがあると思いますので、この辺は強く努力していただいて、進められるように、よろしくお願いしたいと思います。

あと、財政が脆弱であるというところに対して、もう少し何とか引っ張り込むというか、どっかからお金を融通してもらえると何か対策がほかにも必要だと思うんですけども、ほかの対応、何かございますでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 打ち出の小づちのようなものがあるといいんですけども、なかなかそういったものが見当たりはしないんですけど、ただ、他の自治体等を見渡しますと、企業版ふるさと納税といったようなことで、甲良町外滋賀県外に本社を置く企業から、お金であるとかいったような寄付を受けることで、その会社自体の税優遇があるといったようなことで、近隣でいくと、豊郷町なんかでもそういった、あちらさんは丸紅とか伊藤忠さんみたいな、そういった流れもあるんですけども、そういったような財源の取り方というのものもあるやに聞いておりますので、なかなかご縁のある企業に、いきなりお金下さいというのなかなか難しいんですけども、最近はそのようなことをビジネスにした銀行さんとかコンサルさんがいらっしゃるので、そ

ういったとこと協力をしながら、もしかすると甲良町に縁のないところの企業さんからふるさと納税を、企業版ふるさと納税をもらうといったようなことを手がけていくというのも1つなのかなど。

また、あと、最近ですと、ほかの市町さんですと、企業版ふるさと納税で、お金ではなくて、それと同等の人材を派遣してもらうといったようなことで、職員として来てもらって仕事をしてもらうというのが、滋賀県庁でもですし、長浜市役所とか彦根市役所さんでもありますかね、そういったような取組もあるやに聞いておりますので、そういった、お金だけに限らず、そういったようなことも1つの視点として持っていききたいなというふうには考えております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ありがとうございます。

今のは、例えば会社が、小さい大きいにかかわらず、会社が甲良町になかっても、そういった優遇というのは受けられる可能性があるということでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 私、長浜出身なんですけど、長浜市役所なんかは、日本生命の方からそういったご寄付なり人材を派遣してもらうみたいなこともやられるやに聞いていますので、可能性としては、甲良町に全然関係ないところというのでも、どういうふうなつながりを持っていくかというのは、あると思うんですけども、そういったコンサルとか金融機関であるとか、そういったところと連携をしながら模索していくというのはあるのかなというふうに思っております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。いろんな方面で、いろんな方策を立てていただきたいと思います。

それでは、私の一般質問、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 野瀬議員の一般質問が終わりました。

次に、3番 藤居議員の一般質問を許します。

3番 藤居議員。

○藤居議員 3番の藤居吉也です。今回初めてこの席に立たせていただくんですけど、ひとつよろしくお願ひします。

私の質問事項なんですけれど、簡単なやつ1点だけなんですけれど、農業経営継続緊急支援金、昨年度、令和5年度は、反当当たり2,000円の支援金をされているんですけど、今年度はどうされる予定なんですか。

○丸山議長 産業課長。

○宮川産業課長 まず、前段からお話しさせていただきます。

令和6年度に向けての検討内容は、データといたしまして、水稻の買取価格も、令和5年産は令和4年産と比較して、玄米60キロ当たり1,400円以上高く取引がされているといったことが現実としてあります。よって、今後の見通しとしましても、令和5年産の作況により、米の需給が一層引き締まるものとして、さらに取引価格が上昇するという予測もされております。さらに、ご指摘、事前にお尋ねしていましたロシアのウクライナ侵攻等による情勢の変化からも、肥料、燃料、生産資材の高騰が続いておりますが、こちらにつきましましては、国からの肥料等の高騰対策といたしまして、令和5年産に係るもの、令和6年産に係るものが、別途農林水産省から支援されているところです。

こういった状況を鑑み、町といたしまして、財源や現在の取引価格の状況、その他の支援策等を含め総合的に考えると、この事業につきましましては、令和6年度の方は難しいものと判断しております。

しかしながら、議員の申されましたことも含めまして、また、職員のネットワークですとか、また、フットワークを活かした支援を行ってまいりたいとは思っております。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 今おっしゃったんですけど、買取価格が1,400円ほど上がったということでしょうかね。それは、私ら、今現在、前年度、令和5年度でいいますと、4年度から比べると約1俵当たり60キロで、500円程度上がったというのを確認はしとるんですけど、1,400円も上がるという基準はどこにあるんでしょうかね。

○丸山議長 産業課長。

○宮川産業課長 今申しましたデータといたしましては、農林水産省の米穀の取引に関する報告の方のデータを試算して、データを確認して、今、私の方から申させていただきました。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 例えば今回、6年度に関して、例えば買取価格、農協からの買取価格がそんなに上がることはない場合ですけど、その場合は、支援というのはいただけるんでしょうか。

○丸山議長 産業課長。

○宮川産業課長 今私の方から申し上げられるのは、この支援に関しましては、ちょっと今の判断では難しいと申し上げまして、あとは、金額、予算等につきまして、今後、支援する支援しないというのは、私の方で今回答えることはできません。

ただ、申しましたように、ソフト的な部分でネットワークを張らせていただいて、そういうような情報提供とか、そういう方面、また、フットワークを活かした活動についてはさせていただくというような答弁で終わらせていただいたところです。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 私はちょっとここにも書かせていただいとるんですけど、甲良町の総合計画の基本目標の1つであります1番で、農業・農村を活かす産業振興・雇用創造とありますけど、これをいかにして、今現在農業の支援していただいている部分に関して申しますと、やっぱりだんだんだんだん一般農家が離れていって、かなり大きいところの営農組合等でやっておられるところが多いんですけど、実際私の下之郷に関してもいいますと、きりり下之郷というのがあるんですけど、それは営農組合との一貫で続いてやっとなる組合なんですけれど実際のところ、今甲良町は、下之郷全体で1, 100反あるんですけど、1, 100反のうち800反ぐらいまで、そこに集積してきているんですね。そうしてくると、もう皆さんが高齢化になってきて、だんだんもう後継ぎもいない、そういう状態になってきてるのが現状なんです。

このまま続いていきますと、もうあと数年、5年ぐらいでは、もうなかなか太刀打ちできない、できないような状態になってきますので、その辺もちょっとお考えになって、これからの農業振興に対しても考えていただきたいと思っておりますのと、また、国とかいろんな政策の支援ですね。補助金とかのあれがあると思うんですけど、その辺もまた私たちにちょっとご指導いただいて、話をさせていただければ助かると思っております。

以上です。ありがとうございました。

○丸山議長 答弁はよろしいですか。

○藤居議員 はい。

○丸山議長 産業課長、そういうことで、よろしく、一生懸命力を入れて、お願いします。

○丸山議長 藤居議員の一般質問が終わりました。

ここで、15分間休憩します。50分まで休憩します。

(午後 2時34分 休憩)

(午後 2時50分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番 小森議員の一般質問を許します。

5番 小森議員。

○小森議員 5番 小森です。よろしく申し上げます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問入りたいと思っておりますが、その

前に、質問の内容をそのまま伝えたいので、ふだんしゃべつとるような言葉で、そのままやりたいと思います。ほんで、途中聞きづらいこととか聞きにくいこととかがありましたら、途中、話の途中でも、手を挙げてでもええで、止めてください。あれしますので、よろしくをお願いします。

○丸山議長 暴言が出るようであれば止めます。

○小森議員 はい。よろしくをお願いします。

それでは、始めます。

私が議員の席を与えてもらうときに、「住みよい町・住みたくなる町」をめざすという目標の下、この場所に立たせてもらっているんですが、なかなかその言葉に近づく、近づけるようなことがまだできていないので、今この一般質問、ちょびっとさせてもらいまして、こういうような町をめざすということをひもづけて質問させてもらいますので、こういうことになったら、こういうような町になるなということを、ちょこっと片隅に置いて聞いてください。

1つ目の基幹産業として、農業に対しての発展、育成にどのような行政支援を実行してきたか。何かあったら。

○丸山議長 産業課長。

○宮川産業課長 農業の発展、育成に関しまして、近年の社会情勢の変化により、農業経営が厳しくなっていることから、令和4年度及び令和5年度には、国及び県の補助金等を有効活用しながら、飼料、燃料、資材高騰等の支援を行ってきたところであります。

加えて、育成の観点から、甲良町といたしましては、例えば国から直接的な支援に係る農業者の申請等の取りまとめでありますとか、圃場作付把握による様々な交付金等の算定に係る事務、また、町を経由するものにつきましては、補助金等の交付など、環境こだわり農作物の取組に対する支援、農村環境保全に係る各集落へ支援等を実施しており、地域で農地を守りやすいように、また、集落営農法人をはじめ、個人農業者が安心して農業をしやすいように、行政として支援を行ってきたところであります。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 その結果、農業は発展したと思いますか。ほんで、これから農業をやっていく上で、今言うた支援があれば農家さんは喜ぶと思いますか。

○丸山議長 産業課長。

○宮川産業課長 今、議員が申されましたように、また、先ほどの藤居議員からもお言葉が出ましたように、まず、全国的に、後継者不足等でありまして、高齡化しておりますので、その点を甲良町に当てはめると、それが今までの支援に対してどういう成果を上げてきたかといいますと、疑問符がつ

くのは当たり前だと思っております。

今後、今現在も進めておるんですが、農業体験等の行事をさせていただいたりして農業への取組者を関係人口として考えていくような事業も進めていっております。

ただ、小森議員が掲げておられますレベルがどの程度か、こちらの方では把握できないんですが、やはり議員さんと一緒になって進めていくというような業務を、また、事業を今後もしていきたいと思っております。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 ある農家さんにちょこっと話を聞いたんですけど、我々、今農家をやっている、先行き、もう高齢化が進んできて、先行きがどうなるか不安やと。後継ぎもいんし。ほんで、もし自分に何かあったときに、この田畑、どうするんやと、どうしたらええのやと。その先がもう心配で、もう何ともならんと。こういうような場合どうしたらええんやろうという話、ちょこちょこ聞かせてもろて、農家さんも、まちや町に何か助けてくださいばかりでもあかんのやけど、そういうような場合に、甲良町独自で、法の改正か何かあるんか知らんけど、余っている田畑を町が買い上げるなり、人手に売買したいと。そういうような場合の何かええ方法はないんかと。

聞くとところによると、何か田んぼを持っている人しか田んぼは買えないとか、何かそんな何かあるさかいにと言うて、ちょっとよう分からんのやけど、そういうなんは町の下、町を土台として買取り云々という話はできんのかと一遍聞いてくれという話で、一遍こういうような話をちょっとさせてもらうんですけど、そういうようなやつはできそうなのか、できないのか。

○丸山議長 産業課長。

○宮川産業課長 基本的に、町といたしましては、田畑を購入、購入というか、そういうことはできないというようなことにはなっております。

ただ、先ほど、ちらちらとお話も出ている尼子駅前、そしたら、あそこの田んぼは購入できるやないかというような意見もあるとは思いますが、それは公共事業として、そういうような形で田んぼを購入するということはできますが、いろんなところの田んぼを購入しに行くという部分については、それは今のところできないというお答えになります。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 できない。ほな、もうどうしたらええんか分からんようになってくるんやけど、例えば例外で、倉庫とか、倉庫の周りに田んぼとかがあって、ちょっと駐車場が欲しい。そういうような場合に、周りの許可も要るやろうけど、そういうなんに協力できるとか、そういうなんも駄目ということなのかな。

○丸山議長 産業課長。

○宮川産業課長 その件につきましては、要は青地という田んぼのところ、田んぼとか畑のところを住宅の白地に変えるというところが、先ほどちらっと言われましたけど、田んぼは田んぼをしている人、畑は畑をしている人が買うというような形ではなくて、要は田んぼしておられても、実際それを農業として使われるということであれば、そういう売買というのは可能と求めていただいてもいいんですが、今言われました、倉庫の周りとかを、駐車場が欲しいので、そしたら急に駐車場にしたいので、また色を変えてほしいとか、そういうような形になりますと、農振、農業振興計画というものがございまして、それ、その計画を立てての除外をさせていただくということになりますので。

ただ、その除外につきましては、毎年、毎回、随時しているものではございません。その点、農家さん、または、そういうような土地を持っておられる方が、すぐにできないのかどうなのかという、悩んでおられるところだと思いますので、議員が今お話ししている方、もう一度お話しできるのであれば、一度産業課に来ていただきますとか、万が一、ちょっと産業課に行きづらいというような方がおられましたら、どこか、呉竹の方でしたら呉竹センターですとか、ほかの字でしたら公民館でも寄せていただきますので、そこでお話等も聞かせていただきますし、また、近隣の農家の人にでも聞いていただくと、そういうような話もしていただけるのではないかなと思っております。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 まあまあ、言われることはよう分かるんですけど、ほんまに困ってるんやで、できることなら、やっぱり甲良町で、甲良町の中で、甲良町だけができるという特別な何かが、できるのがあれば、もうちょっと前向きに、困っとる人を助けるつもりで、ちょっと考えてほしいなと思うので、課題として、そういうような人も沢山いるということで、また相談があるんなら、また私にも相談、またあったら、また産業課にもあれやし、直接そういうような場を持てるんだったら、また持たせてもらいたいと思っておりますので、そのときはまたよろしく申し上げます。

○丸山議長 産業課長。

○宮川産業課長 そしたら、また、議員の方からですとか、また、農業組合長さん等々から、またこちらの方にお声かけしていただければと思います。

○丸山議長 産業課長、私からやけど、今言う農地転用に関しては、滋賀県のやっぱりそういうところあるやんか、農業のこと。そこももちろん行かなあかんし、やっぱり行くのはルールというかがあるやんか。その中でやっぱり

説明したらんと、やっぱり小森さんも聞いてきた以上、そう言うて、もちろん分からんで、また来てくれると思うんやけど、そういう流れやな。農地転用ができる場所と、網かけがかかって、圃場整備をした後は、何十年触れないとかいうルールがやっぱりありますやんか。そういうことをやっぱりちょっと言うてあげなあかんのちゃうのかなと思うんやけどね。簡単に。やっぱり農業委員会もかけやなあかんし、それをちょっと言うたってくれる。説明せんあかんのちゃう。

○宮川産業課長 はい、分かりました。

○丸山議長 産業課長。

○宮川産業課長 そしたら、また小森議員の方には、また別の時間を取らせていただきまして、ちょっと説明だけまたさせていただきたいと思います。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 またよろしくお願いします。

また次、同じく建設業も基幹産業である。その入札制度について以前から質問したが、改善点などがあるか。あったら答えてほしいなど。

○丸山議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 令和2年度に、この入札の制度の改善を行ったところです。こちらの令和2年度の改善は、土木工事の場合、金額に応じて、大体5つぐらい分類に分かれて、金額で700万以下、それから、2,000万、3,000万、5,000万といったようなランクごとに、いわゆる業者さんの規模も分けて入札の方を行っているというやり方をしています。

その中で、一番規模の小さい700万以下の土木工事については、それ以前は町内業者さんも町外業者さんも入札の参加対象としておりましたが、令和2年度の改正で、町内、準町内、いわゆる町内に営業所を持っていらっしゃるところだけで入札を行って、町外業者さんは入札に参加しないというやり方を令和2年に改正されました。

それ以降、大幅な制度改正といったようなことは行っておりません。ただ、最近、公共の発注工事が、大きな工事がなかなかありませんので、ほぼほぼが700万以下の工事になっているので、結果的には町内業者さんへの発注が多くなっているといったような状況はあるところです。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 コロナ禍の支援の何か仕事やね。それもみんな大変喜んでいて、喜んでいる、事業としては。けど、やっぱり金額云々で、事業主は、ほんで、いいと。けど、700万までの仕事、100万円ぐらいの仕事で仕事をいただいても、1週間係るかかからんかの仕事。従業員が、1カ月働かなあかん従業員が全く遊んで仕事がない。ほな、よそに応援に行かんならん、よそに

出稼ぎに行かんなんらんといい、従業員じゃないけど、よそに出さんなん人がいっぱい出てきてるでいうて。これは、親方、社長連中にはええ仕事か分からんけど、従業員にとっては、まだまだ改善してもらわなあかんところがいっぱいあるということで、年々土木費も減ってきているし、仕事は、甲良町にいてるのに、甲良町の仕事が全くもらえんと、そういうような苦情ばかり聞かされているし、ほんで、今言うてるように、甲良町だけの仕事をさせてもろて、みんなが喜んでいうことで、なぜこんなことを言うかいうたら、過去に甲良町で大きな建物、箱物の仕事とかが出たときに、一般競争入札のときには大手ゼネコンや、大きな会社が入札に入ってきて、その業者が入札しますわな。しますわじゃないけど、したとする。そういうようなところに、大手は自分とこの経費だけ取って、下請を探しますわ。その下請を探しているときに、下請、孫請で甲良町の間人が、よそに仕事を持っていかれたやつを、孫請、ひ孫請でいうて仕事に来ている。そんなばかな話じゃない。甲良町の仕事は甲良町の間人に入札してもろて、甲良町は甲良町の間人に仕事をさすいう気持ちがあれば、もうちょっともうちょっと、何というかな、甲良町の人を大事に思えるあれがないんかなと思って、この入札のやり方が。

そういうような、甲良町は甲良町の仕事で、甲良町だけで入札できるというように変えられるということではできんのかな。

○丸山議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 おっしゃるように、地元の仕事を地元の業者さんがという視点、確かにありまして、重要な視点だとは思いますが。そういった意味で、令和2年の改正では、小規模な工事は、もう町内だけの業者さんで入札を行うといったような改正があったように捉えております。

議員おっしゃっていただくように、700万というしほりをつけずに、全部が全部町内だけでという、1つの考え方があるのかもしれないんですが、片や、一方で、やはり競争入札、競争をやる中で、いわゆるコストの最小限化、いわゆる競争してもらう中で安く工事をするという、最小のコストで最大の効果をといる、やはり公共工事という性質もあるので、やはり一定の競争を促すといったようなことも片や必要であって、そこは双方を、どちらを取るといわけではないんですけど、双方考えながら、そのてんびんを両方に載せながら考えていく必要があるのかなと。だから全部が全部競争でもないし、全部が全部地元でやるというわけでもなくて、そこをやはり間を取り持ってやっていくのかなというふうに思います。

ただ、結果的には、ここ最近では、公共の発注工事がそもそもかなり少なくなってきた、かつ、小規模化しているの、結果的には町内業者さんに発注する工事がほぼほぼほとんどになってきているのかなという傾向があるとい

うのはちょっとご理解いただきたいなと思います。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 間違っとなるかもわからんで、途中で止めてください。今の話、仕事を出す方が親とすれば、仕事をさせてもらうもんが子どもとしたら、親が腹減っとなるさかいに、子どもには飯やらんと。普通親やったら、自分が飯食わいでも、子どもに飯食わす。自分が仕事なかって、財政がえらくても、子どもが困っているんやったら子ども助けるといふんが親じゃないかな。

そのようにじゃないけど、町も安くしてほしいさかいに。分かりますよ。何も決めてある金額、出してある予算を割ってまでせえと言うてるんじゃない。その予算の中で、いけるんだったら、子どもが腹減ってるんやったら、子どもに飯食わす。これが普通の親やと思うんやけど。

これはさて置いときまして、ほんで、この入札制度でも、聞くところによったら、甲良町は甲良町独自で入札云々を決められる規則とかルールとかいふんがあると聞くんやけど、その辺は。

○丸山議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 一定、地方自治法とか、競争に関する法律であるとか、そういったような法律を守らなあかんとか、条例を守らなあかんといったようなことはあるんですけど、議員おっしゃっていただいたような、基本的な入札のやり方であるとか、規模をどうするんであるかとかいったようなところの一定の裁量は各自治体に委ねられている部分があるので、甲良町で判断できる部分もあります。

○丸山議長 小森議長。

○小森議員 そういった中で、よその、何、国や県がやらんからとか、よそがやっていないから、例がないから変えられんとか、何回か相談に行ったけど、その返事ばかりで、変えられようと思ったら変えられるんやけど、例がないと。だから、例がないから、甲良町が先頭に立って変えてくださいと言うて、何回かお願いに行ったこともあるんやけど、変えよう思っても例がないで変えられへん、変え方がわからん、そんな返事ばかり。

だから、よそがしないから。よそと同じようなことをして、今までやってきて、甲良町は、よその上に行けると思いませんか。人と、よその町と同じようなことをして、甲良町が人の町よりも、ようなることはないと思う。あつたら、今もっとようなっとなると思う。何か変えなあかんのやと思うので、今こうやって一生懸命、甲良町の仕事は甲良町、甲良町が、ほんで、甲良町にいてても、甲良町に仕事がないからいうて、みんなよそへ出て行って、よそでみんな、人口も減りゃ、仕事する人も減りゃ、全部が逆効果になっていると思うんやわ。

だから、そういうようなことで、これから先でも変えていく意思があるのか。変えようとしてくれるのかしてくれないのか。その辺ちょっと聞かせてください。

○丸山議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 1つの方向性としては、今おっしゃっていることであれば、今700万円以下の工事は町内だけでやっているよと言っておりますので、その700万の工事の分を、さらに1,000万まで、2,000万まで、いや、1億まで、もう全部というふうなことで、たがを外していくというやり方も1つあるのかなと思うんですが、ただ、ここで、じゃ、私が700万のをもう2,000万まで持っていきますわということをちょっと決められるほどのことでもないのです、その辺は、他市町の状況とかを見ながら、やはり考えていかなあかんのかな。

ただ、700万以下を町内でやっているという甲良町のこのやり方自体も、私の目から見ると、かなり特殊な、かなり地域を優遇したやり方をしているというふうに、私はここに3年前に来たときに、「こんなことやってやるんや、ここは」と驚いたところなので、それをさらに広げるとなると、やはり一定周りのこととかも考えながらやっていく必要はやっぱりあるのかなというふうには考えています。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 だから、今言うてるように、「住みよい町・住みたくなる町」、今、甲良町が今そういうふうにしてきているというたら、よそから見たら、「住みたくなる町」に近づくんじゃないかな。そう思いますので、課長1人のあれに言うてもあれやさかいに、また町長、よろしくお願いします。この辺はまた考えてもらうということで、次行きます。

公用車の購入管理について、商工会には輪業部とかいう部署もあるんやけど、その活用とかそういうの、利用してやってくれてるんかな。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 現在公用車は39台役場にございまして、そのうち10台がリースということになっております。輪業部の皆さん、いわゆる5社調べさせてもらったところ、報告いただいておりますが、リース代、リース10台を除く29台につきましては、日常の修理、点検業務をその輪業部の5社の皆様をお願いをしておるところでございまして、リースの車につきましても、修繕等については、町内の輪業部の業者さんの方にはお願いをしておるところでございまして、

また、輪業部のご厚意で、年1回無料で点検を行っていただいておりますというところでもございまして、非常にお世話になっておるところでござい

ます。

購入につきましては、現在輪業部の方から、順番であるとか、1社に絞ってという購入はしておらず、入札の形なりを取っていただいているわけですが、輪業部の皆さんにおきましても、リースの契約、入札においても、輪業部の皆さんも参加されているというふうには聞いておるところでございます。

以上です。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 今はそういうふうになったんかもわからんけど、ちょっと前までは、車のリースの入札的なもので、この入札でも大手のリース会社とかが入ってきたときに、さっきも言うたように、大手は入札します。ほな、自分とこの経費だけ引いて下請を探します。ほな、下請がこの甲良町の業者。店が近いから、おまえとこやってくれへんか。同じ入札で負けたところに勝ったところが。何でか。この大手に仕事をもろてるから、別で。ほな、ここにやっぱりつけがあるさかいに、頼まれたら嫌とは言えない。だから、入札で負けて、安い入札で負けたところが入札で持っていったところに下請で甲良町の業者がそういうような仕事をしているという話も聞いたことあるし、こんなばかな入札、どこにある、そんなん。

それやったら、もう今言うとするように、よその業者を外して、今全部がそうやって町内業者でできるというんやったら、車検であり、リース云々であり、これも町内業者に全て任すいうことはできひんのやろか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 すいません、ちょっと私の説明がちょっと不十分で申し訳なかったんですが、リースの入札には全て町内の業者さんだけでやっておるといものではございません。リースの会社も入っておるのは事実でございます。

前はちょっと不調ということで皆さん辞退されるであるとか、そういうことも実際発生もしておりますので、そういうところもふまえて、先ほど企画の課長も言いましたように、一定の裁量は町の方でもできるということでございますので、そのあたりについては、今後、多くの公用車を抱えておりますし、古い公用車も非常に多くございますので、もう少し、前回説明させていただきました改善プログラムの1つの中にも、そういう入札の方法も含めて導入していくかについては検討していきたいと思っております。

以上です。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 非常に前向きな答えで、やっぱりできるなら、こんなこと、甲良

町で、軽の税金でも3,400万ぐらいの税金をもらてるんやし、軽乗用車、甲良町の人間は甲良町の業者でやったらちょっと助けてくれるとか、何か油屋さんみたいに、ちょこっとまた、この先ちょっと考えたってくれたらなとかという思いもあるので。やっぱり業者がなくなったら人も減るし、業者がなくなったら、よそに皆出ていかなならんなるんやし、甲良町で残って頑張ってくれている、輪業部に入ってくれている車屋さんやらも何とか残れるように、町もちょっと考えてあれしてやってほしいので、また今後よろしくお願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 ちょっと参考までになんですけれども、今、公用車で、購入でやるケースと、リースでやるケースと、2種類あります。議員おっしゃっていただいているように、リースの場合、やはりトヨタレンタカーとか何か、そういうやっぱ大手が取っている傾向が今までありました。ただ、近隣の自動車屋さんでも、リースでも自分とこやるよといったようなことで、新規にリースでの入札に参加いただいて、どうも聞いていると、トヨタやらそういう大手よりも安くできるよというようなことで、実際、地元の自動車屋さんでもリースに初めて手がけてやられるというの、ケース的には、多くはないですけれども、手がけられているところもありますので、それを、入札を開催するこちら側としても、そういった町内事業者さんが参加しやすいようなことであるとか、そういったお声かけなんかも、議員おっしゃっていただいたようなことをふまえて、していければなと思います。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 もうこの話もちょこっと聞いて、やっぱりリースやで、長い目で見て、長いことその車を、車検や何やかんや携われるいう感情で、安く入札に行っていると。まともに、まともに一年一年の勝負であったら、そらそのやつはできんと思うんやけど、長いことリースを、うちからリースをと言うたときに、車検云々、修理云々があるで、コストを控えて入札しているというような答えだったし、この辺はそういうこともあるいうことで。

また次行きます。

町営住宅の希望者に、要望に答えられない実態があると聞いているんですけど、住宅、空いている住宅に入れないと。何で入れんのやというあれがあるんやで、何かそういうふうな何か説明いうか、何かあるんだったら。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すいません、町営住宅ということで、公営住宅と改良住宅というものがございますけれども、改良住宅の方では、地区改良法という法律に基づいて対象者が限定されております。公営住宅の方につきましては、

低所得者の方という形を目的としてつくっているものでございまして、その住宅につきましては、現在48戸ございます。

しかしながら、耐用年数がございまして、それを超えていないものの住宅というのは、もう岸ヶ口団地だけでございまして、その岸ヶ口団地の3戸が現在空いております。しかしながら、令和3年11月議会でお示しをいたしました公営住宅の管理方針及び公営住宅長寿命化計画に基づきまして、早刈団地、東川原の方の団地の方の方を移ってもらうということで、第1次としまして4戸のストックが今現在要る状況でございます。

その4戸のストックなんですけども、現在3戸空いている、あと1戸で、移っていただくというような状態になっているわけなんですけれども、なかなか交渉の方が進んでいないというのも実情でございまして、ああいった状態が今現在ございます。そこで、この4戸を移っていただくために今現在ストップしておりまして、現在の利用につきましては、長寿命化計画で、現在入所しておられる方の家を直すのに、その方の直している間、その住宅を活用していただいて入っていただいていたりをしているというのが実情でございます。

そういった中で、この方針に基づきまして、昨年度の12月議会では、住宅間の町道を廃止して、それを一括として土地利用ができるようにというような形で、令和3年11月で管理方針という中でお示しをしておるところでございます。

そういった中で、今年度につきましては、用途廃止が、住宅が済んだ住宅を解体するように今現在取りかかっておりまして、というのが現状でございます。

今後、岸ヶ口団地を除く全ての団地が耐用年数を超えていることから、入居者の移転または入居者の次の世代への継承というような形のことかできないかというような形のこと問題になってきておりますので、そういったことにつきまして、また議会と相談の上、事業の方は進めてまいりたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 東川原に住んでいる4軒の人に出してもらうために云々と言うとるけど、その人らは前向きに、「移ってもええよ」と言うてるんか、「いやいや、もうわしら歳いっとるで、死ぬまでここにいるわ」と言うてるんか、その辺ちょっと。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すいません、前にお示ししたとおり、具体的な交渉というのは、口頭でまたお話を、こういった案があるのでということで、正式に

お返事をいただいているわけではございませんけれども、移ってもいいよというような方もいらっしゃるし、移りたくないという方もいらっしゃいます。

そういった状態の中で、なかなか移るのに補償というものがどうしても要りますので、令和5年度から、その補償を、この計画に基づきまして、令和5年度に移っていただいたら補償を支払うということで、公営住宅の移転をしていただくときに、引越費用とかを、かかる費用、そういったものについて予算化をさせていただいて、活用しているというところでございます。

最終的に、前の計画のままでいきますと、移転してください、または、移転を拒否しはる場合には、最終、法的措置までというようなお話で、前回の計画のときにはそういった形も含めながら今後検討を進めさせていただきたいというような形でお話をさせていただいたところでございます。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 町もそこを明け渡して、解体したい、潰したいという気持ちもよう分かるんやけど、今この人らの話じゃないけど、この人らを待遇に融通しているように、今現在2世帯や、今よそから帰ってきて住むところがないから、住宅を借りたい、探しているというような人も沢山いるわけよ。この人らはもう2世帯やから、住宅が空いてるんやったら貸してほしい。空いてるやないか。何でこれを入れてくれんの。ほな、この説明で、向こうの人がこっちへ移ってくれるために空けてあるんやわと言うたら、何でそこを待遇するんやと。困ってるやないか、みんなと。困ってるの、皆一緒やないかと。この人らが出てくれる出てくれんじゃないけど、その日にち、日を切ってくれ、切ってもらってくれと。何月何日までに返事がなかったら、もうこの住宅、新しい空けてある住宅には人が入るさかいに駄目ですよと。何でそれぐらい言うてくれへんのやと、何で役場はそこまでしてくれへんのやということで、みんな文句を言いに来てくれるんですわ。

だから、そういうような、ここも困ってるんか知らんし、役場も困ってるんか知らんけど、またそれ以前に、2世帯や、よそから帰ってきたいという、甲良町に戻りたい、住みたいという人もいるんやさかいに、その辺の、何とかな、あいだ言ういうんかな、うまいことやってもらえることってできんねんやろかな。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議員のおっしゃっていただいているとおり、人口の流出の防止、そういったことを目的に、非常に有効なお話だと思えます。

しかしながら、公営住宅につきましても、やはり公募で行うというのが基本でございます。その公募の中で来ていただいて、その方が当たる当たらないというのは別の話ですので。現在入っておられる方については、どうして

ももう既に該当しておられる方ですので、今、日を切って対応するという
ことについては非常に有効なお話をいただいていると思いますので、そのあたり
につきまして、やはり事業計画、議会と相談しながら進めてまいりたいと
思います。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 その住宅の問題もあるんやし、今空家になっている住宅とか、町
が持っている住宅、もう使えんような住宅、それも売るなり砕くなり、何と
かしてくださいと。放っておいて、何年も放っておいて、草ぼうぼうになっ
て、この間も使うてへん住宅のきれいに草刈りか何かやって、きれいにやっ
た。近所、喜んでくれるんかなと思ったら、「この先ここの住宅どうなるんや」
「町は草だけ刈って、あとは売るなり潰すなりの話はまだ進んでへん」って
言ったら「草刈って、動物住ますために、また草刈ってるんかい」と。草ぼう
ぼうの中に動物が入りにくい。草をきれいにしたら、また動物が入るいう
て、文句ばかり言われて。

ああいうような住宅でも、役場が持っていて仕方がないのやったら、広
報して、人に持ってもらうような、譲渡できるんだったら売る。残しておい
ても、傷んだら、また役場直してくれと言うたら、直さなあかんのやろ、あ
れ、住宅って。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 住宅につきましては、今おっしゃっていただいたのは改
良住宅だと思います。改良住宅は、旧の同対事業にご協力いただいた方が、
基本的に家賃等で、権利で入っていただいていたということがございまして、
そういった中で、実際使われていない住宅につきましては、明渡請求という
形で裁判をさせていただいて、判決をいただいて、それに基づいたので、う
ちの判例が、裁判結果が出まして、うちが勝訴しましたので、返還を強制執
行させていただける状態になりましたので、強制執行をできる状態になっ
たので、今草が刈れたという、刈れる状態になったというのが現状でございま
す。

あくまで権利を有しておられますので、その方の部分を勝手に町が成り代
わってやるというのは現状では今までできなかったと。そういったものにつ
いて、法的措置を含めて対応してきた中で、今、議員のおっしゃっていただ
いている住宅につきましては、返還を、強制執行、裁判所に入らせていただ
いて、昨年の夏にやった、荷物等を全部外に出ささせていただいたというのが実
情でございまして、そういった中で、返していただいたら、もう住宅として
は使用はしませんので、普通、住宅のまま第三者に売るということはできま
せんので、住宅の用途廃止というものをさせていただきます。用途を終了し

ましたら、その状態で普通財産として売買ができると、どなたでも買えるという形ですので、まずそういった手続を踏まないといけないということだけご了承の方お願いしたいと思います。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 分かりました。それならそれで、そういうふうなことがあるんなら、一刻も早く、また苦情の嵐になると思うので、一刻も早く進めていってください。よろしく願いいたします。

次行きます。

5個目の町所有地の残地処分の状況、課題についてちょっと聞きたいんですけど、甲良町の役場というのは、残地を処分しようというて、どんだけか前に、みんな、あれ、全協か何かで出てきてやったんやけど、役場は残地を売りたいのか、残したいのかというのはちょっと分からん。その辺、聞きたい。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 総務課、村田ですけれども、小森議員、お話あるように、町で持っている土地は沢山ございます。その中で、例えば事業残地、今おっしゃったような事業残地であったりとか、建設水道課長が申し上げたように、用途廃止された住宅であったりとか、持っても仕方ないというのはありますので、進めるだけ、売れるところについてはどんどん売っていききたいというのは、町としては思っておりますので、先ほど少し話がありましたが、具体的な地名でいくと、東川原地先になります、こちら、用途廃止された住宅がまだ残っております。これについては、12月議会で予算化ができましたので、今解体費用が幾らぐらいかかるのか、実際町でそれを解体するのは別にして、解体費用が幾らぐらいかかるかというのは積算をしております。

それが、積算の数字が出ました時点で、今後、その土地、その土地を売却する方向でいくというのは、令和3年の11月のときに議員の皆様にも示させていただきまして、今後、売却なり、検討していくというところで説明させていただいたように、町としても、持っても仕方ありませんので、例えば、おっしゃるように、住宅用地であったりとか、そういった形で活用できるようにしていきたいというところがありまして、順次、残地等につきましては、隣接地の方で希望がある方には順次売っていているところでありまして、なかなか法律のしぼりとかがありまして、進められていないようなところもあるんですけれども、順次、可能な限りは売っていききたいというところがあります。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 残地でも、やっぱ前も言うたように、甲良町からよそに出ていて、

甲良町に家を建てられるのであれば、土地があったら買うて帰りたいという人がおって、役場に相談に来て、こういうような土地がないか。ほな、役場で探してくれて、ここに残地があるので、これ買うてもらえるんなら、ほんだら、その人らにじゃない、公募せなあかん。これは十分分かりますわ。この公募の仕方が、「この土地空いとるで売りますよ」と言うたら、言葉は悪いけど、お金持ち、皆こんな安い土地があるんだったら、買うとつても損ないで買うとこというような人に、今もその結果、当たって、帰りたいという人、一生懸命探して、そこに住みたいという人に、くじなんかで当たらんようになったり、こんなんじゃ、これは、そういうようなあれをするんなら、この間も言うてるように、この条件。例えば帰ってくるさかいに家を建てるでという条件をつけとけば、今買った土地、残土置場にして、空いとるところにゴルフネットを立てて、また草ぼうぼうで、そのままですわ。これ、今ほんまに住みたいって探しているという人、そこに言うたら、今頃家建って、住民も増えて、まあまあ、売り方に文句じゃないけど、何とかいうかな、制約いうんかな、そういうなんにクリアした人に優先的に売るということはできないのかな。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 一般的に、普通財産は民民の売買と一緒に、条件をつけることは可能ですので、例えば買戻特約というのがあるんですけど、こういう条件をつけるので、それが達せない、町がそれはもう買戻しますよといったような特約をつけることも可能ですので、今おっしゃるように、一定、住宅が建つような土地であって、住宅地の中にあるような土地であれば、仮に何年以内に住宅として建ててくださいというような条件を契約の中でうたって、それを登記するという形ですることまでやりますと、その条件が達しない場合は町が半強制的に買戻しをするということは可能ですので、ご提案いただいたように、今後、例えば、町中、町中じゃない、村中というか、住宅の近隣で、一定の土地があるような場合とかは、そういう条件をつけさせていただいて、売却ということも考えていけたらというふうには思っております。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 土地を売買するときには、条件がつけられるということやで、ぜひとも条件をつけて、ほんまに利用したい、利用価値のある人、役場が判断するか、誰が判断するんか知らんけど、例えば隣地、駐車場に困っている、路駐したら怒られるし、そういうなときでも、隣地で、払下げのときには、条件をつけて、ほんまに活用、利用価値があるんだったら、やっぱ相談に乗ってやってほしいし、そういうふうにしてやってほしいし、役場も残地を残

していてもしやあないのやったら、もっともっと積極的に買うてもらえるようにせなあかなと思うのやで、もっともっとこれからそんな話も出てくるやろうと思うで、そのときにはやっぱり条件をつけてでも、売買がスムーズにできるようにしてやってください。その辺はお願いします。

すいません、次行きます。

災害時の呉竹センターの管理についてちょっと聞きたいことがありますので。

自然災害っていつ起きるか分からん。これ、災害の避難所になっている呉竹センター。1月の地震のとき、村の独り暮らしのお年寄りが、家よう揺れて怖いでセンターに避難しに行ったけど、誰もいん真っ黒けで開いてへんかったと。こういうような自然災害っていつ起きるか分からんのに、管理的なものはどうなっているんかな。

○丸山議長 呉竹センター館長。

○上田呉竹センター館長 防災計画の方では、災害時につきましては、センターの開閉は、我々センター職員または避難所の職員ということになってございます。

もし休日等時間外に災害が発生した場合に区民さんが自主的に避難したいと、今すぐにも避難したいという場合ですが、そこには、センターというのが開いていなければ避難できません。役場職員がセンターの鍵を開けるまで、そこに時間がどうしても必要ということになってございますので、その間に被害が広がってしまうという可能性があるというのも現状でございます。

今後、もし仮に区長の方に我々センターの鍵をお渡しするという事も考えられますが、区長様にはその対応ということをやっていただく必要もございますので、鍵の管理を含めまして、重要な任務ということになりますので、それをお願いすることとなります。ですので、今後は早急に、区役員さんと、鍵の貸出し等含めまして、早急に協議をして、対応していきたいというふうに考えております。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 これ、ちょっとニュースでやってたんやけど、この震災、能登の震災のときに、今言うてる公民館みたいなところに、避難所になってるで言うて、みんな、津波警報か何かで、津波が来ると言うて、そこに皆逃げる。開いていなかった。ほな、みんな津波が来る、津波が来る言うて、開けてくれな入れない。1人の男性が、ドアを割って、ガラスを割って入ろう言うて、割って入った。ほな、津波はそこまで来なんだ。その後どうなったか。その割った人に職員が、ガラスを割ったで弁償せえと。そんな町、そんな町どこにある。

これ、呉竹センターに寄っていうて、近くにいてた、もうそんなもん、避難じゃない、琵琶湖の津波があるかもわからんし、そんなときに、みんなそこで死んでしまうのか。ここで避難しに来て。誰かが開けに来てくれるまで待ってるのか。そんなばかな話ないやろ、避難しに行って、そこでみんな、ここで同じように。それはないと思う。

だから、もっと徹底する。例えばマニュアルがあるんなら、こういうふうになったときにはここに急遽連絡してくださいとか、どここの誰々が開けに来てくれるとかいうやつがあるんだったら、連絡先を書いておくとか、もし、もし可能なら、今言うてるように、区長に渡すというんやったら、例えば鍵を置いとくボックスをつけて、緊急事態のときは壊して入ってください。この入れ物の中に鍵があるで、壊して入ってくださいと。防災のところに置いとくや、誰かが割って、その鍵で入って、開けて入れる。ほな、誰かが何もなしでそれ割ったらあかんさかいに、例えばこれを、防犯ベルが鳴るようにしとくとか、砕いたら防犯ベルが鳴って、そこから鍵を取って中へ開けてくれるとか、それぐらいの処置ぐらいできるやろ、考えたら。

職員が来るまで待っていて、みんな同じように、そのまま死んでしもたら、どうもこうもならん。誰が責任を取るんやという話になる。そんな、おまえ、人の命を預かってるんやのにやな、そんな曖昧な返事と曖昧な答えでは、そんなもん、これから誰を信じて、この人ら、ここ、センターに逃げ込んだらええんや分からんようになるやん。その辺。

○丸山議長 呉竹センター館長。

○上田呉竹センター館長 議員がおっしゃるとおりかと思えます。そこ、おっしゃってくださったことを含めまして、区役員さんと協議をさせていただいて、いい方向を探りたいと思っていますし、もしもそこで決まったことがありましたら、当然区の方に周知もさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 ぜひとも、いつ災害が起こるか分からんで、検討しますと言う間にも来るかもわからんし、できることなら一刻も早く対処してもらいたいと思います。

最後になりますけど、町長に1つ。新しい町長になって、今、言うたら、ハンドル、甲良町というハンドルを握らせてもろて、今船なら、今甲良町の船は沈んでいってる。それを上へ上げてくれる、上へ上げてもらいたい、町長に1つ。

国や県がしないから、それに、どこもやっていないから、甲良町の規格を変えられんとか、甲良町の規則を変えられんとかじゃなくて、甲良町が甲良

町の独自でやれることはやって、もちろん船の中から国や県にSOS、助けてください。助けてください。助けてもらえたら、ほんでええか分からんけど、甲良町は甲良町の中でできることは自分らで、できる範囲の中のことは自分らで。例えば甲良町が大きい丸なら、今言うてる、こういうような小さい丸、甲良町の中で、その丸の中で幾ら暴れても外へ出ていかへんのやけど、こういうような小さな丸を、甲良町からの外に減っていつている丸だったら、甲良町の中、空っぽやし、甲良町の仕事でも、甲良町の丸の外でやる仕事なんか、甲良町はもう空っぽやし、何のあれにもならんのやで、今変えてくれる、変えてもらおう思うんやったら、今しかないんやわ。これが長いことその椅子に座ってハンドルを握っているままだったら、また毎年同じこと、毎年同じことで、進もう思ってるときには、やろう思ってるときには、いろんな圧力じゃないけど、いろんなことで、もうやる気もなくなるし、する気もなくなるで、もう変えようと思うんだったら、甲良町を変えよう思うんやったら、今ここに座って間がないときに変えてください。これはほんまに切に切にお願いします。やりにくい部分もいっぱいあると思うけど、今こんだだけやる気を見せてくれている町長って初めてやで、この先いろんなことがあると思うけど、何とか甲良町を変えてください。

○丸山議長 町長、一言。

○寺本町長 小森議員のおっしゃることはよく分かっておりますので。今たちまちセンターの、呉竹センターのことなんですけど、早急にするようにと私は指示しておりますので、やっぱり役員会等もあるかと思っておりますので、今の避難状況だけじゃなく、いろんな使い方がありますので、そこは一定のやはり規約とか約束事をつくっていただいて、やっぱり双方が前向きな格好の契約等をしていただいて、前に進むようにという指示をしております。

そしてまた、今、議員のおっしゃるとおり、私もなった限りは、何なりか変えていきたいというのは思っております。その中に規制があるのは事実だと思います。でも、ほんで、それに対して要求、要望等は、私はがんがんと行くつもりでおりますので、その辺は、お金も含めて頑張ってまいりたいと思っております。前を向いて走りますので、よろしく願いいたします。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 ありがとうございます、前向きなお答えを。

これで、ちょっと時間も余りましたけど、これで私の一般質問を終わります。お聞きにくかったことをお詫びして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 小森議員の一般質問が終わりました。

次に、6番 西川議員の一般質問を許します。

6番 西川議員。

○西川議員 6番 西川でございます。久しぶりの一般質問で、いささか緊張しておりますが、よろしくをお願いします。

まず最初に、観光事業についてお聞きしていきたいと思えます。

甲良町が過疎地域に指定されたというようなことになってはいますが、私自身、ちょっと情けないなというふうな思いを持っております。西に新幹線、近江鉄道、東に名神が走っております。真ん中に307もある。縦横無尽に県道もある。挙げ句の果てに平地で、何でこんなのだかで開けたところが過疎地域にならないかねやという切ない思いがあります。いろいろな関係で、人口減少問題やとか、いろいろあるんですが、そのうちの中の1つとして、観光事業を取り上げたいというふうに思えます。

昼間の人口が多くなれば、ある意味、町の活性化にもつながっていくんだろうというふうに思っております。そういうところで、ようけよそから人が来ていただけるということを考えていかないかのやろうということで、まず1番の観光客の状況はということで、資料を頂きました。

これを見てもみますと、道の駅が、令和5年で43万4,000人、43万人台をここ3年間キープしておりますが、西明寺が、令和3年が2万6,000、令和4年が2万9,400、令和5年が2万7,600というような状況になっています。勝楽寺は、去年イベントがあったにもかかわらず、3年、4年が1,400人、それから、令和5年は1,100人。高虎は、和の家ということになってはいますが、1,600、1,900、1,000人と。和の家は閉められておりますので、そういうことだろうと思えます。野幸が、1,600、2,100、2,900というふうに、ここは徐々に上がってるのかな。ほんで、千成ぎゅ〜じあむさんが1万2,156、これ、令和5年の数値でございます。

そのようなことで、人口が、観光人口、横ばい的な状態になってはいますね。その辺をちょっとでも呼び込まないかのやろうというふうに思うんですが、ここで産業課長に聞きたいんですが、金剛輪寺は今どんな状態になっているかということをお聞きしたいと思います。

○丸山議長 産業課長。

○宮川産業課長 金剛輪寺につきましては、令和3年度、令和3年になりますと4万2,197人、令和4年になりますと4万6,070人、令和5年につきましては4万3,288人となっております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 西明寺と金剛輪寺、これを見ても約1.8倍ぐらいの数値になっているかと思うんですが、私も金剛輪寺、昨年行ってきました。やっ

ぱり西明寺と、その日、同時に見ていたんですが、観光バスの台数が全く違っていました。西明寺は2台、向こうは十何台入っていました。乗用車も満杯というような状態。秋でしたけど。

それと、もう一つは、違いは、出店が出ているんですよね。ほんで、その辺が観光客呼べる1つの手段だと思うんですが、やはりその辺は、お寺だけじゃなくして、町が協力しているんだと、観光協会なり出店者の方々が、生産者の方々やとかそういう方が協力されているんだと思うんですが、それも毎日同じ人が出ているようじゃない、交代で出ておられるようですから、それなり的人数が出ておられて、やっぱりお土産を売っているというようなことだとかいうようなことも考えられますし、西明寺さんに責任をおっかぶせるわけじゃないですけど、観光協会としても、いろいろといろんな方面から支援をしてやらないかんのじゃないかなというふうに私は思います。

その辺で、観光協会さんのことを話していますと、一番に言われたことは、予算が半減になったんやということ言われているわけですね。活動のしようがやはり半減されると鈍くなるというふうに思います。その辺を何とかやっていただけないかなというふうに思います。

それで、もう一つは、甲良町の場合、三大偉人、尼子を含めて四大になるんですかね。ほかにもいろいろとあると思うんですが、やっていることが、見えますと、単発なんですよね。その時々で終わっているわけですよね。ほんで、やはりこれ、継続性のあるものにしていかないかんのやろうというふうに思います。そういうところを、これから観光客を呼び込むためには、いつ行ってもやっているとかいうようなこともあるかと思えますし、その辺をどういうふうに持っていったらええのかと、私らも知恵を出さないかんのやろうと思えますけど、観光マップなるもんもありますし、その辺のところとか、隠れた名所旧跡もあるやろうと。

この間選挙の中で、私、いっつも、毎回毎回回っているんですが、初めて気付いたことが、尼子の読売新聞のところに池があったんですね。殿城池というのが。その辺は、ここ、城があったということだと思うんですよ。殿の城ですからね。ほんで、その辺のところも、小さなものですけど、水はきれいで、ほんで、聞いていますと、付近の住民の方が整備をされていたんやけど、最近ちょっとしてくれるやつがいなくなってきた、おかしくなってきた、何とかしてほしいなという要望も聞きましたけど、そういう隠れた名所いうんですかね、そういうのもありますし、そういうところを応援してやっていくとかね。各字にそういうところはいっぱいあると思うんですよ。

そういうものをみんなで見つけていって、観光マップを作っとくだけじゃなくして、立派な観光マップがあるんですよね。それで、その辺が、殿城池

なんかは、皆さんご存じだったのか、私もよく分かりませんが、立派なもんを作っておられるんですけど、こういうふうなもんがあります。そういうところを、もっと活用してもらおうと。こうら探訪となっていますのでね。こういうようなものを置いとくだけじゃなくして、観光協会の方でももっと活発に宣伝していくとか、甲良町の方でも宣伝していくとかいうことをやっていかないかと思うんですが、この辺のところについて、産業課長はどういうふうにお考えでしょうか。

○丸山議長 産業課長。

○宮川産業課長 今、議員が申されましたように、関係人口といいますか、まずは甲良町に来ていただくということを第一に考えさせていただきますと、そういうようなパンフレットとリーフレットをどのように使うかということと、また、西明寺につきましては、副住職がこちらに来られるようになってから、Xの方も使いながらの西明寺の紹介とかもされていますので、いったん、町としてもそういうようなSNSを利用した広報の仕方もありますし、また、観光協会との協力性、また、字との協力性で、どのように今後していくかで、関係人口、観光客を増やしていくというような答えが見えてくると思いますので、今現在、それぞれお言葉をいただきましたので、もう一度スタートとして進んでいけたらなと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 道の駅は今43万人ぐらいで推移しとるわけですけど、コロナを加味しても結構人が来ているんだというふうには思うんですが、今維持できているところの1つとして、ドッグランがヒットしたと思うんですよね。その辺を後押ししていくとかいうことになってきますと、次の項目に行くんですけど、道の駅の売場面積がちょっと最近手狭になっているというところがありまして、指定管理ですから、客を増やすために生産品も入れないかんということで、隣の町あたりでも広げておられますし、それが入ってくると、がさっと山のように持ってこられるんですよね。地元の人が持っていくと、置場がなくなっているとかという状態になっていますし、その辺、何とかならんかなというのは、もう我々も、私自身も考えていましたし、部会長も何とかしてほしいなというふうなこともおっしゃっていますので、道の駅の拡充いうんですかね、その辺をぜひ考えていただきたいと。

そういう要望も上がっているかと思うんですが、それと、もう一つ言わせていただきますと、加工場。加工場が、以前は幸楽食堂の裏にあったんですけど、今は幸楽食堂さんが広げられて、使うところがないと。ほいで、加工場そのものが給食センターの方に、今現在使っているかどうかという問題はあるんですけど、あったと思うんですけど、それを何とか、駅の、道の駅の中に

再度つくってほしいという要望がありますので、その辺を何とかしてやってほしいというふうに思うんですが、産業課長、いかがですか。

○丸山議長 産業課長。

○宮川産業課長 まず、直売所の面積拡大につきましては、こちらも重要案件とは思っております。それを広げることで収益も上がるであろうと想定はしています。ただし、野菜、花卉売場のみの拡大は困難であり、店舗拡張が必要と考えております。しかしながら、現段階では、今のところ構想を今後協議していくという段階でありますので、実施には至っておりません。ただ、道の駅長との話の中では、売場面積も広げたい。ただし、駐車場の方も重要案件であるというようなことも聞いていますので、要は、言えばトータル的に部分を考えていかなきゃいけないのかなと思っています。

また、加工所の方につきましては、今現在、何か漬物につきましては、ちょっと法律が変わって、自宅の方ではもう作れないというようなことになっているそうなので、その点につきましても、今、道の駅長が、候補地がありますので、そちらでできないかというような動きはいただいているというような現状であります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 面積の問題があるので、この後にも出てきますけど、国が広域的な防災拠点にするという話があって、その辺で用地買収はどのようになっていくのかなというようにも思うんですが、それと絡み合わせたような形で若干広げていくとか、何かいうようなことができないかとかということを考えていただきたいなど。

それと、もう一つは、応援することによってパシコンの利益も上がってけば、それだけまた甲良町へ戻ってくるわけですから、その辺のところも併せた中で、用地を広げるということを、拡充してやると。それが生産者の願いでもありますし、その辺を早い段階で考えていただきたいというふうに思いますので、ひとつよろしく願いしときます。

それから、3番目、後継者育成という問題は、先ほどから各議員がおっしゃっていますが、これ、どうしても必要なことでもあります。

それと、特産品開発が今どのような進捗状況になっているのかということをお聞かせください。

○丸山議長 産業課長。

○宮川産業課長 まず、直近の取組といたしまして、2月17、18日に、農業分野で働くことを念頭に置いた1日甲良町暮らし体験ツアーを、ウェルネスツーリズムを中心として開催していただいております。参加者に移住して農業するというイメージを持ってもらう、また、持っていただくとともに、

農業と移住のニーズを把握することで、今後も分母を増やせるような取組を企画していこうとしているところでもあります。

また、特産開発に関しましては、今のところ加工食品を、開発、販売を行っております。例えばぎゅ〜じあむでは、ゆずのだいこのゆずみそを使用したみそ漬け近江牛弁当ですとか、ファームかなやのおだいこの野幸では乾燥野菜、今回は菊芋の乾燥野菜を製作しておられますし、ゆずのだいこでは、ゆずの生ピクルスを生産されています。また、一休庵の方では柚子豆腐等の、そういうような特産品を今作っておられますので、現状は計画どおりに進ませさせていただいているということでもあります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 その辺がうまくいって、売上げが上がっていけば一番いいことだと思うんですが、それもしっかりと監視していただけないとなかなか新しいものに飛びついたわ、物が取れなかったとかそういうことで、皆、沙汰止みになってしまう可能性も強いですから、その辺は十分目を光らせておいてほしいと思います。

それと後継者育成に関しましては、ちょっと若干違った角度から質問したいと思うんですが、今企業が農業をやりたいと言って甲良町へ来ているとか、そういうことはありませんかね。

○丸山議長 産業課長。

○宮川産業課長 現在のところ、私は確認しておりません。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 今、最近そういうことが大分あちこちでやられているようになってきていますので、そういうことも頭に置いておいてほしいなど。いずれにしても、高齢化していますし、それと、若い人がやらないと、農業に就かないということになってきていますので、その辺を防止するためにも、ぜひ考えとかないかん問題ではないかなというふうに思います。

それと、次の4番目の話ですが、散策路ができないかなと、町内全体という形で思うんですが、今日もここに、概要のところできれいな写真が載っているんですが、今現在こんな状態じゃありません。桜が咲いてもこんな状態にはなりません。汚い。やはり一番問題は、ここにあるのは、イバラの根っこが張るとるんですよね。その辺が、用水路側は何とかなるかもわかりませんが、河原側はもう入っていけない、入ったらけがするというような状態になっていますし、その辺を、金屋橋から下の方、福寿橋、あるいは、もっと下がってもいいかもわかりませんが、整地して、草刈りをきちっとやって、根っこまで取ってしまわないかんと思うんですが、その辺をやっても、やれば、道の駅からぐるっと回っていく、勝楽寺を回る、西明寺を

回る、池寺山で、運動公園まで回って行って、散策路ができないかなと。これがどんだん進んでいけば、尼子だとかそんな、在士なんかも全部いいものがあるわけですから、そういうようなことで、散策路が、甲良町散策路みたいな形をぜひつくっていただきたいというのが私の思いでございます。

今現在、金屋北交差点で工事をしていますけど、あれは何のためにやっているのかということをお聞かせください。

○丸山議長 これは建設水道課長。

○村岸建設水道課長 今現在金屋さんの信号で工事をさせていただいている、県事業になります。県道の方で歩道設置を今道の駅との間にさせていただきまして、道の駅の周遊が、一周全部歩道が出来上がって、そのまま歩けるような形で要望事項としてしたものを県の方で事業化させていただいて、取りかかっていたということでございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 周遊していただけるというのは何か目的があるわけでしょうから、北へ行ったって田んぼしかない、東へ行っても現状は田んぼしかないんですけど、目的は何で要望されたんですか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 横断するのに、町道の方から向こうの方には渡っていただくところがありませんので、307まで行っていただくのにどうしても歩道が必要になりますので、必ず歩道の方をお願いしてきたという経緯があります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 その辺も活用した中で、散策路もひっくるめた中で考えていただけないかなというふうに思います。

せっかくの桜ですのでね。甲良町はあっちこちに桜のところがありますから、その辺を、桜だけじゃない、モミジもいるかもわかりませんが、そういうふうな形で、甲良をきれいにして、来ていただけるような要素を、じんわり、やんわりとでもいいですからやっていくということ、ぜひ考えていただきたいと思います。

町長、いかがですか。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 議員のおっしゃるとおりの点もよく考えておるんですけど、既にウエルネスツーリズムでいろいろ道の駅といろんなメンバーでやっております。ほんで、観光、散策路の問題もありますけど、今言うてるモミジと、何という名前。あれで撮るやつ。空から撮る。ドローンで、ドローンで撮影も

しておりました、観光のあれに載せようと。私も観光協会も入っていますし、ツーリズムも入っていました。今もうこれからちょっと辞めますけどね。

将来、ほんで、防災道の駅、あれが拡充されることによって、いわゆる将来展望として、今、先生が言われるとおりの、道の駅の拡充とか、ほいで、もう一つは、誰にも言っていないんですけど、観光協会と道の駅のドッキングしたいろんな観光施策を考えていきたいなどは、構想的には思っております。駐車場も増えますので、そのことによって。

先日知事のそこへ行って、ロードマップでは5年と6年ですることになっていたんですけど、5年度何の手もついていませんけど、どうなっていますんだということを知事にも申し上げましたので、必ず手はつけていただけると思っております。今後とも頑張ります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 犬上川の今県で河原の土手の竹を切ったり木を切ったりしてくれましたが、これ、業者さんにまた仕事をつくるために竹を刈ったんかといって、ちょっと県会議員さんにちょっと言ったことがあるんですが、根っこが残ってあるんですよ。ほんで、やっぱりまた何年かしたら竹やぶ状態になってしまいます。ほんで、今右岸をこれからかかれるようなんですが、右岸は根こそぎ取れというふうになっているようです。ほんで、やはり甲良町の場合も、左岸側、竹の根っこを取ってもらわんことには、見通しがよくて、今きれいな状態にあるんですけど、また同じことを繰り返すということになりますので、ぜひ根っこを取るよう要望していただけないかなと。

現状では、河原の水の流れている側は何とかなうかなというようなことを県が言ったというようなことなんですけど、それをやるにもちょっと大変だろうなと思います。本格的にあれはやっていただかないと、ちょっとやそっとではいけないと。ほんで、道側の方の根っこは取れないという現状では言っているようですから、堤防側の方は。ほいで、その辺ではまた同じような状態になりますので、その辺をぜひ要請していただきたいと。今回はもう致し方ないのかもわかりませんが、その辺を含めた中で要請していただきたいというふうに思います。

次行きます。

先ほど防災のこと、今、町長が言われましたけど、防災の用地買収に関しては、もう今何か交渉事が始まっているのかどうか、ちょっとお聞かせいただけませんか。

○丸山議長 産業課長。

○宮川産業課長 用地買収につきましては、まだ行っておりません。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 設計図は、もう概略か何か、詳細かどっちか分かりませんが、あるんですかね。

○丸山議長 産業課長。

○宮川産業課長 まだ設計図までも行っておりません。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 じゃ、次、立ち位置の問題は、先ほど町長が言われましたので、飛ばします。

次、防災設備について、放送設備についてお聞きします。

これ、3つまとめてお答えいただければいいんですが、予算計上されているようにも思いますので、その辺、まとめて教えていただけますか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 まず、通告書によりますと、1つ、管理会社はどこですかというお問いだと思んですが、防災無線は平成10年から運用をしております。そのときから戸別受信が始まっております、平成23年度に更新をし、設置をしまして。管理会社につきましては、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社、3年度からはパナソニックコネクト株式会社と名前は変わるとはありますが、会社としては一緒というところでございます。

続きまして、耐用年数につきましては、これは10年というところでございます。

それと、本部よりの字指定で放送はできるんでしょうかというところでございますが、これについては、基地局、役場から字指定の放送は可能でございます。そういうようにしてできると。緊急時は基本全字に放送するというところでございまして、できるというところで今しておるところでございます。

今ほど議員が言われましたように、来年度から耐用年数も過ぎておりますし、基地としての設備も古うございますので、更新作業に入っていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 せっかくやるんですから、今、現状で聞いていますと、入ったり入らなんだり放送がしているということも聞きますので、そういうことのないような設備に更新していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いしときます。

ほんで、3つ目の話は、次の項目の3番。こないだ古川で火事がありましたけど、その辺にも絡んでいきます。

1番目の①の通報から広域消防、甲良町消防団、自警団への消防車到着までの時系列での報告をしていただきたいと思います。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 横関地区の火災につきましては、2月6日火曜日の深夜に発生をしたものでございます。

時系列に行きますと、消防署への入電は夜中0時の10分。それに伴いまして、非常招集についても同じ0時10分でございます。それと同時に、犬上分署に指揮をする隊長さんがもちろんおられますので、その方が、消防車に乗ることなく、近くでしたので、現地に出動なされているというふうに聞かせてもらっています。

それと、分署ですね。犬上分署につきましては、入電から5分後の0時15分に、本署は西今町にあるんですが、0時20分にと。それと、南分署、稲里にあるんですが、0時21分に現地の方に着いているということ。これは消防署の方から聞かさせてもらった情報でございます。

それと、甲良町消防団の現着につきましては、0時15分から20分の間、南分署の前につけたということですので、これぐらいの時間かなと、これは想定でございます。

横関の自警団さんにつきましては、0時20分から30分の間で現場の方に到着をしたというものでございます。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 どう考えてみても、すぐ消防署が横にあって丸焼けになったというところがちょっと情けなかったなというふうに思うんですけど、この通報システムそのものが、広域消防へ、そこの分署へ直通ですることにはできないのかどうかということ。

といいますのは、私もこれは聞いた話ですけど、通報しても、これは大津の本部へ入って、それから、流れてくるということのようですので、たとえ1分か2分のずれはあるのか、30秒のずれがあるのか分かりませんが、その辺が、そういうことができないのかなということがちょっと思うんですけど、いかがでしょう。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 これも消防署の方に確認をさせていただきました。固定電話の場合は契約住所、いわゆる甲良町から電話したら犬上分署または彦根なんですけど、彦根で流れている情報は同時に分署の方にも流れていますので、それと携帯については位置情報からということですので、いったん大津を経由してということにはございません。

以上です。

(発言する者あり)

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 大津を經由して彦根の分署に行くなり本署に行くなりということはございません。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 分かりました。

いずれにしても、戸を開けたらすぐ見えるようなところで丸焼けになったというのは情けないというふうに思うんですが、そこで、あのときに火事に気がついた人がおられて、すぐに自分とこの家の小屋が燃えているのかなと思って、本人は飛び出したようですが、パジャマ姿で、スリッパで出たというところで、旦那さんが玄関の外におられたようですが、途中まで、そこまで出るにあたって、足が悪かったということなんですが、時の状況、娘さんやらに聞いておられたんでしょうけど、そのときは歩いてそこまで来られたようですね。それで、しゃがみ込まれたということのようです。それで、火がだーっと出ていますから、パジャマ姿で出ていって、抱き抱えて引っ張って出たと。

広場に来て、隣に住んでいるベトナム人に預けて、自分は、目の前に消火栓があったようなんですが、熱くて寄れないということで、自分とこの家の裏に消火栓があるから、そこまで走って帰って、蓋を開けようとしたら、なかなか開かなかったと。泥が詰まったり何かしていたんでしょうね。その辺で開かなかって、ほんで、ホースを自分で2本つないで、放水口も持って、つないで走ったようですが、それでまた戻ってきて、バルブを開けて放水したと。ほんで、放水したのはプロパンガスと石油ストーブのタンクですかね、そこへずっとかけていたようです。そこへ、しているところへ、農協の職員さんか何か駆けてこられて、近くの人だと思うんですけど、プロパンガスを止めて、水を、だーっとかけながらやってくれたようですが、そういうことをして、爆発にはつながらなかったようなんですが、その辺はうまくいったんだらうというふうに思うんですけど、そこへ行った中で、自分は裏へ回って、ほんで大きな声で隣近所に言うたけど、誰も出てこなかった。寝入りばなですから、難しいと思うんですよ。

そのようなことがあったので、先ほど、各字に放送設備が、各字で指定できるのかということを知ったんですけど、そこでサイレンを鳴らすなり、火事やと言うなり、何かをしてやれば、みんな飛び起きると思うんですよ。ほんで、明るる日私は横関の人に電話して聞いたら、「何やそれは」ということで、「火事があった」というようなことを言っておられましてね。ほんで、全然知らなかったという人もいましたので、そういうことがちょっと

気になって、各字指定で放送ができないのかと。宿直の人がボタンを押したらサイレンが鳴るとか、何かそういうようなことでもして放送ができないもんかなというふうに思います。1軒隣を置いたとこで寝てはる人でも、どうにもならなかったということをおっしゃっていました。その辺がありますので、何とか放送してほしいなということをおもうんですが、いかがでしょう。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 まず、この火災に関連しまして、いろいろとお世話になった方には敬意を表するところでございます。

放送につきましては、今、火災があって、宿直を今シルバー人材センターの方に委託をしとるわけですが、シルバー人材センターの方が放送してもらおうというようなことはしておらず、役場職員の方にまず一報を入れていただくというルールで今動いておるところでございます。

ただし、今後また新たなシステムを導入することも、先ほど言いましたように、考えておりますので、そのときには今の教訓を活かさせていただいて、どのように対応するかも考えていきたいと思っております。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 それと、もう1点、どこの自動車か、消防車か、自警団か、どっか分かりませんが、放水するにあたって、ホースをつないで水を出そうとしたら、根元の方のホースが、だーっと上の方へ吹き上げてきたということで放水が不可能やったということで、すぐにまたホースは取り替えたんだと思うんですけど、そんな状態があったようです。その辺のところも、火事場の馬鹿力と思ってやってみても、そんなことが起こりますので、その辺は、やっぱり今後の改善点として変えていかないかんやろというふうに思います。

それで、改善点としては、今役場の方ではどのようなことを考えておられます。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 まず、火災通報の遅れというのを今回ちょっと分署からも聞いておりますので、そこも含めまして、甲良町消防団の幹部会もこの3月に開催をするということもしておりますし、引き続き、消防団の班長会、自警団長会を開催いたしますので、その中で、今、議員が言われたようなことも含めまして、改善点などについては協議もさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 私がちょっと思いますのに、ホースが破れとったということなんです。

ので、今町内に消火栓がいっぱいあるわけですけど、消火栓のホースの耐用年数が1つ気になるんですけど、日陰になっているところの消火栓の箱はまだいいかもわかりませんが、今、昨今の暑さによって自然劣化が起こるものかどうか、その辺もふまえた中で検討していただきたいというふうに思います。

耐用年数調査というのがいろんなところで考えられるものですから、やってほしいなということと、もう一つは、先ほど野瀬議員も質問していましたが、高齢者の方に関してですけど、障害のある方は特にそうなんです、隣近所がやはりふだんから、「あんたはどこで寝てるんや」ということを確認すると、この間の方も夫婦別々で寝ておられたようですから、その辺が、互いの連絡が遅くなって、余計遅れたかもわかりませんし、奥さんの方はもう退院されているようですけど、旦那さんはまだちょっと無理なようですから、その辺のところもありますので、そういうオープンにはできないものの、そういう隣近所の協同いうんですかね。自助、共助の共助で何とかできないもんかなというふうに思うんですが、そういうことも考え合わせて、改善の方策の1つにしていきたいと思うんですが、いかがですか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 まず、消防のホースの耐用年数につきましては、ちょっと私どもで調べましたところも10年ということを知らせてもろてます。各ところの消火栓の付近にありますホースが今どれぐらいの耐用年数で、どうなっているかというところまで、申し訳ありません、ちょっと把握できていないというのが現状でございます。

後ほどのことにつきましても、ちょっとこれも西川議員のご意見を参考にとということで、またいろんな場面、いろいろ今度も幹部会等も開きますので、紹介はしていきたいと思っています。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 ホースは各字で9月の防災の日に点検、何か所か放水しろとか言うてやっていますが、それは、放水できるところばかりになるんですよ。ほんで、狭いところにあるやつは、したらもうあっちこちに迷惑かけるからできませんので、やっぱり最高圧をかけた中で、どんなようになっているかというのが、消防団の方で一遍調べてもらうとか何かいうような、それを自警団にお願いするなら、一遍全部調査しろとか、何かそういうふうなことを指令していただきたいなというふうに思いますが、どうですか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 今の件につきましては、ちょっとごめんなさい、先ほどとも

ダブりますが、改善点ということで、団なり自警団長会等で、こういうことも含めてということでお話をさせてもらいたいと思います。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 それで、次に、町長にお尋ねしますが、防災センターの見直しということでお聞きしたいんですが、併せてもう一つ、今駐車場が、広い駐車場、舗装していないんです。水たまりがいっぱいあるんですけど、あれを何とかならんもんかなというふうに1つ思うんですが、併せて検討の返事をいただけませんか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 水たまりの件には私はお答えさせてもらいたいと思います。

あそこにつきましては、いわゆる調整池機能を持たせているというところがございますので、大雨が降ったときに水がたまるという機能を持たせていますので、あそこをフラットにしてしまうと、その水が下流に流れていくということになりますので、今現時点では、あのような構造が正常な構造だというふうに思っております。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 防災センターのことにに関して、町長。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 前町長からの引継ぎによると、令和3年9月3日の議会全員協議会において、一定の計画書を提出し、議会預かりと聞いております。

私の公約の1つで、防災センターは災害対応を迅速に行うため、また、必要な気象、防災情報を入手し、その対応や対策を的確に実施するために整備していきたいと思っております。

令和3年9月の計画を含めて、改めて次回の定例会で、今後のスケジュールを含め、議員の皆様には資料を提供したいと思っております。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 ちょっと飛ばしてしもて申し訳ありません、ブロックの建物がありますが、そのものが震度4という数字でいったら、3やと、甲良町が3であったということのようですが、全然クラックも何もなかったのかどうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 地震につきましては、令和6年1月1日16時10分に発生しました能登半島地震につきましては、今ほど西川議員言われましたように、震度は3というところでございました。

庁舎前のブロック建屋であります。現在は主に書庫として使用をしているというところでございます。調査につきましては、平成26年11月から年明けの1月にかけて、建築設計事務所において耐震を調査したというところからございまして、基本的には耐震性がないという判断をされた。もちろんクラックはございます。

ただし、改定の基準によりますと、震度でいきますと、これは理論上の話になるんですが、震度6以上の地震ということでありまして、今回の地震では特に影響はないんじゃないかなというふうには判断している。ただし、私どもが今クラックについて、クラックスケールで当たったとかいうことではございませんので、そこはしておりません。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 検査を何年前にやったときの耐震度はどれだけだったんですか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 耐震について、いいか悪いかということは、NGというような結果でございまして。数字についてはいろいろな数字があるんですが、そのNGというのは何かといいますと、震度6強以上の地震で崩壊するというような数字でNGが出ているということをお聞きしておりますので、今のこの震度3の地震であれば、影響がないと言えればあれなんです。特にはということでは私どもとしましては判断をしておるというところからでございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 何年前に、危ないから建設水道課は出るんだということから出られているわけですから、その辺、早めの対策は打っていないかんねんやろうというふうに思いますので、よろしく願いしときます。

次に、国道8号線バイパスの件についてですが、甲良町としては、認めているのかどうかということをお聞きしたいんですけど、私が知る限りでいきますと、昔、昭和40年の前半だったと思うんですが、8号線のバイパスが新幹線の東側にずっとできるという話がありました。

それがあってもかかわらず、それはもうなしになったようですが、今回甲良町を斜め横断するというような形が特に目立つんですけど、この辺について甲良町は認めているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 国道8号バイパスにつきましては、現在都市計画におきます協議が進められているという段階でございまして。町といたしましても、昨年、都市計画権者であります滋賀県が実施いたします公聴会が開催されて、様々なご意見をいただいているところでございます。

そういった中で、都市計画権者であります滋賀県に対して、今現在最終意見を町として述べてくださいという段階に来ているというのが現状でございますので、認めている認めていないというようなお話じゃなくて、その場で最終意見を出していくということで、甲良町におきましても、現在公開で実施しております甲良町都市計画審議会におきまして議論が進められております。

そういった中で、国道8号バイパスの都市計画決定に対しまして、この2月20日付で答申を審議会からいただいたところでございます。審議会からの答申の内容につきましては町のホームページについて掲載をさせていただいておりますので、またご確認をお願いしたいと思います。

そういった中で、そういった意見をふまえて、最終、町の意見を決定してまいるということでございますので。ただ、基本的には8号線バイパスの誘致事業として町の方も取り組んできている中でございますので、8号線バイパスについてのルートについては、平面上のルートについてご審議をいただいているという内容でございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 昨年10月21日に、私、国交省の説明会に、甲良町であったやつに出ました。その辺でいろんな話をさせていただきましたが、要は、甲良町は盛土で、一番低いところで4メートルぐらいですかね。最大高さが12メートル前後になっていたと思うんですけど、いわゆる甲良を分断するというのはもう間違いないというふうに思います。

その辺をどういうふうにして考えていくのかということがあるかと思しますので、今、現状では、今までにも要望を出した、それなりの要望も全然出してないということですか。それとも出されてるということですか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 様々なご意見の聴取は、国の方、県の方でございます。ただ、そういった中で、要望書という形のものについては今回が初めてになります、正式に出すものについては。そういった中で意見聴取をしていただいて、いろんな意見が、やはり構造的なお話とかが出ていますけれども、そちらの方の情報については国の方が管理をしている情報になりますので、今私の方から述べるというのは少し無理がございますけれども、町としての意見として答申をいただいているのが、住宅周辺を通過するというところでございますので、そういったことで、盛土、道路構造形式については、環境に十分配慮して検討してほしいということは申し上げているというような流れでございます。

大まかに、また、道路計画に対しまして、田畑、圃場整備された優良農地

が三角地とか、残地が残ることになってしまいますので、農業の作業効率の低下にならないような柔軟な対応をしていただきたいということ。また、耐震や雪害対策についても十分配慮をしていただきたいと。ほんで、計画全般を通して、住民説明など丁寧な説明を何回もしていただきたいということが大まかな区分として申し上げているというような内容のことです。

以上でございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そのときに、私、10月の21日に、6項目にわたって質問事項を出しました。今言われたようなことも入っていますが、最終的なこととして、スマートな構造にしてほしいと。やるならですね。私らが死んでからしかできないでしょうけど。やはり住民に対して、洪水だとか降雪、その辺でいろんな問題があります。それと、どうせ融雪装置をまくわけでしょうから、塩害対策だとかそういうこともありますし、付近住民の家の周りは、風が吹けば、風の流れが変わって、今までの構造では被害を被るというようなこととか、いろんなことが起こってくるかと思しますので、その辺はひとつ十分考慮した中で、甲良町として要望を出していかないかと私は思いますので。こういう仕事をずっとやっていたもんですから、この間の説明会で、たまたまやったコンサルが私どもの関連会社やったもんですから、あんまりいじめたらあかんと思って、遠慮して話をしていたんですけど。

あと、その辺のことを考え合わせただ中で、国交省の方も、課長が来ておられましたし、その辺でいろいろと提案を検討しますと、また持ち帰って検討しますという返事もいただいていたし、滋賀県の方も何かおっしゃっていたと思うんですが、その控えは私も持ち合わせておりませんのであれなんですけど、やはりいずれにしても、多賀町は当初から高架にしろという要請をしていたということをおっしゃっていましたし、盛土にするというのは、当然トンネル残土を考えているというふうにも思います、それは。その辺のこともありますので、それを甲良町へ持ってきてもらわなくてもええやろというふうにも思いますし、一番の心配は洪水だと思います。盛土でやってしまえば、ダムと一緒にですから、堤防が切れたら、当然水が流れてきて、たまるわけですから、その辺のことも考え合わせていかないかんやろというふうに思いますので、そういうことを十分検討した中で、施工されるなら施工される甲良町が潤うような形でなかったらあかん。通過するだけでは、ランプができますから、その辺のところは何とか救われるんでしょうけど、やはりそれが工業団地になっていくとか、大林の土地の発展にもつながっていくんだとか、そこまで行くまでにこっちをせないかんですけど、その辺のことも考え合わせとかないかんやろというふうに思いますので、要望だけは

どんどんと出して、ある意味、困ってもらわな困るわけですから。ほんで、町民が潤うような形。

一番問題は斜め横断。盛土にしろ何しろ、斜め横断されるいうことは、田んぼの買収はどういうふうにするんですかいうて聞いたら、そのとこだけやと言いましたから、三角地帯ができるわけですよ。その辺の問題も出てきますので、やはり要望的には相当なことをやっとかないと、行く行く、何年か先には、「何でこんなもん造ったんや」と言われないようにしておかないといかんと思いますので、よろしくお願いします。町長、ありますか。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 議員のおっしゃるとおり、私も強い思いを持っておりますので、先日も国交省の人がお見えになりましたけど、私は私なりに、やっぱり「先人、何をしてきたんだ」と言われるような構造計画は駄目だと。先日の審議会にも私、出席しまして、やっぱり住民説明会のときに、やっぱり見える化した、いわゆる高架か、例えば盛土か、そのの比較を皆さんに立体的に見えるように、そういう説明の場をつくってくれと。でないと、私は、今の思いではちょっと通用しませんよということは強く言ってきましたので。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 今、町長が言われたので思い出したんですが、いわゆる鳥瞰図的なパーツが出たんですけど、あまりにも遠過ぎて、なかなか、「ああ、ここや」というような感じで付近のことが考えられませんので、やはりあるのはありましたけど、やっぱりもっと拡大したような形でのものを要請していただきたいと思います。

はい、町長。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 すいません、この間国交省が来てくれはりましたときに、一遍皆さんが立体的に分かるように、私はオリエンタルさんに許可をもらいますので、何なら一遍ここに何メートルかいう印をしてくださいと、そういうことまで、私は私なりに詰めていっておりますので。今の計画では、絶対私のいる限りは承知しないというつもりで頑張りたいと思っております。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 よろしく願いしときます。

いずれにしても、甲良町を分断することは間違いないと思いますので、通過されるだけでは困りますので、それなりのお土産は絶対いただいてほしいなというふうに。将来にわたってできることですから、その辺は最初に要求

しとかなかったから、後でどんどん追加したって、言うことを聞いてくれないのでね。私もそういう経験はしていますので、当初からやっつくということを前提に交渉していただきたいと思いますので、課長、よろしくお願ひしときます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○丸山議長 西川議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 4時42分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 藤 居 吉 也

署 名 議 員 山 田 光 義